

平成29年第3回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成29年10月24日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時55分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院 事務局長	加藤浩美君
教育委員会 教育委員	馬場千晶君	教育委員会 会長	安川登志男君

教育委員 会長
生涯学習部

村上正俊君

農業委員 会長
農会

松川英一君

農業委員 会長
農事
事務局

武田泰和君

監査委員

吉田博行君

監査委員 局長
農事
事務局

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局 局長

浅利知充君

議会事務局 局長
議総
事務局

岡崎浩章君

議会事務局 幹事
議総
事務局

前畑美香君

議会事務局 幹事
議総
事務局

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） おはようございます。

通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目は、2年前の第3回定例会で質問しましたが、急速な高齢化社会を迎え社会保障制度やサービスの充実が求められる中、認知症などにより自己判断能力が低下した方々の権利擁護も大きな課題であり、成年後見制度について今回も幾つか質問させていただきます。

前回の質問の際に、成年後見制度の必要性和市民周知、そして制度の課題も踏まえ質問をいたしました。その際の答弁では、日常生活のチェック項目において何らかの支援が必要な認知症高齢者数は846人で、今後も更に増加することから、この制度の必要性があるということを示されました。また、設置に当たっては広域での設置が望ましいということで、まずは介護認定審査会を共同設置している剣淵、和寒、幌加内の3町と協議を行い、その後に北北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結している自治体と意見交換するとの答弁をいただきました。あれからちょうど2カ年が経過し、まずは現在、市が把握している認知症高齢者数の推移をお伺いします。

また、これまでに近隣自治体とどのような協議がなされてきたか、更に協議してきた中で現段階における課題やそれに対する対応策、それを踏まえセンター設置に向けて市の見解はどのようにお考えかお伺いします。

昨年、28年10月に文教厚生常任委員会の道外視察で岡山県笠岡市を訪問し、かさおか権利擁護センターを視察してきました。笠岡市は岡山県南西部に位置し、大小31の島で構成される笠岡諸島を持つ人口約5万人の市です。権利擁護センターの設立の経緯は、身寄りのない方が親族のかわりに市町村が申し立てる首長申し立ての件数が増加したことや身上監護や財産管理な

どを行う専門的な人材が不足していたことを機に、市民後見人の育成と後見人になった方の活動支援を行うための拠点施設としてセンターの設立に至ったとの説明を受けました。

成年後見制度は、その必要性が訴えられているものの、依然、一般市民に余り浸透されていないことや、専門職の不足からなかなか機能が果たせないケースがあるとも耳にします。そういった意味からも、箱物だけを設置するのではなく、今後を見据えた専門職の人材育成や関係機関との連携強化などが大切なことであると認識しています。

笠岡市の市民後見人活動マニュアルを拝読させていただきましたが、制度の理念や後見人の定義はもちろんのこと、後見人の受任までのプロセスや活動内容、そのサポート体制などが網羅された内容であり、今後センター開設に向けて取り組んでいる自治体には、いわば見本となる参考書であるとも感じました。

新たなものを設立するに当たり、庁内、もしくは関係者を含めた委員会などで地域にある課題を共有し、検討することも必要ですし、実際に運営を開始している自治体の調査をすることも重要なことと考えますが、今後、先進地等の視察を実施する予定はあるのかお伺いします。

また、検討を進めている協議の中で、センターの運営方式についてもどういった形になるのかという課題もあると思います。

このたび名寄市が成年後見センターを設置、来年1月から社会福祉協議会に業務委託し、運営を開始するとの記事が新聞報道に出ておりました。今後は設置に向けての協議段階で名寄市の状況を伺ったり、本市にもセンターを設置するという結論に至るのであれば今後の連携も必要になると考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

各種分野で広域連携をしていくために締結した北北海道中央圏域定住自立圏形成協定を更に実効性のあるものにするため、協定内容も見直しつつ、何よりこの地域の市民が安心して暮らせる組織体制が構築できることを期待して、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市が把握している認知症高齢者数の推移についてです。

認知症の高齢者の正確な人数を把握することはできませんが、介護認定を受けている方のうち認知症高齢者の日常生活自立度において何らかの支援が必要な方は平成27年8月末においては846人、平成28年3月末には888人、29年3月末においては897人であり、年々増加傾向にあります。

次に、権利擁護センターに関する近隣自治体との協議についてですが、北海道社会福祉協議会が実施していた認知症高齢者や障害者などへの日常的な金銭管理や福祉サービスの手続などを支援する日常生活自立支援事業が26年から全市町村社協に委託されることをきっかけに、本市と和寒町、剣淵町及び幌加内町とそれらの市町村社協との間で、この事業の実施も含め、権利擁護に関する切れ目のない支援体制、いわゆる権利擁護センターのあり方などについて協議

を行った経過があります。その際に、権利擁護センターの設立は本市を中心とした広域による整備が望ましいとの方向性が出されておりましたが、まずは広域での日常生活自立支援事業を行う中で、その利用状況なども見きわめながら検討していくこととなったところです。

これまでの日常生活自立支援事業の利用実績は1市3町で8件ほどの利用にとどまっておりますが、今後更なる高齢化の進展により認知症高齢者の増加も見込まれ、権利擁護の必要なケースは着実に増えることが予想されることや、本市においては市民後見人の養成も行っており、そのバックアップ体制も必要なことから権利擁護センターの整備は必要と判断しています。

その体制整備に向けては、まずは本市における権利擁護の支援体制のあり方について検討するため、昨年10月に弁護士や社会福祉士、日常生活支援専門員、消費生活相談員、そして行政を構成員とする権利擁護プロジェクトチームを立ち上げ、権利擁護に関する勉強会や高齢者や障害者の相談支援機関におけるニーズ調査などを行いながら検討を進めたところです。

その検討の中で見えてきたこととして、1市3町で実施の日常生活自立支援事業の利用件数が伸びていないこと、権利擁護の必要な高齢者については市長申し立ても含め年々相談件数は増加しており、障害者については現段階では相談件数は少ないものの、将来的に利用の必要な方が見込まれること、また、後見等の業務を担える弁護士等の専門職が地域に不足しているとともに市民後見人を受任される方も少ないこと、更に権利擁護センターを担うことのできる機関の選定やその体制整備など、さまざまな課題が上げられたところです。

これらを踏まえ、現在、弁護士などの専門職の御協力をいただきながら権利擁護センター設置運営に向けてのより具体的な協議を進めているところであり、渡辺議員から御紹介のあった笠岡市の取り組みなども参考にさせていただきながら、今後名寄市のほか道内先進地の状況視察なども行っていく予定です。

現時点で考えているセンターの業務内容としては、権利擁護の相談、申し立ての支援、普及啓発などのほか、市民後見人や専門職後見人では担い切れないケースを担当する法人後見受任業務などではありますが、その運営については、市直営では法人後見は担えないことから業務委託という方向になるものと考えています。

また、本市を管轄する家庭裁判所は名寄市に所在することや、士別と名寄の弁護士会所属の弁護士が地域の専門職後見人として幅広く御活躍されていることから名寄市との連携も視野に入れ、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めながら権利擁護センターの設置に向けた近隣市町村との協議を引き続き行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

今回、質問をまたさせていただいて、2年後ということでは先ほど申し上げたんですけれども、新たな施設をつくるわけですから、当然、担当職であるとか関係機関との連携含めながらプロ

ジェクトチームというお話もありましたが、勉強していく必要性は重々感じておりますが、やはり前回の答弁いただいた見解から2年間過ぎていて、正直いつごろを目安に設置するのかという疑問を抱きつつ今回質問をさせていただいたんですが、ただいまの答弁で現状の課題であるとか運営体制のお話もいただきましたが、正直、士別に関しては社会福祉協議会以外でそういった民間で、こういった成年後見制度とか権利擁護の関係を受託できるところは多分ないのではないのかなと思えるのが1点と、北海道ではなくて全国的な規模でいっても、大きい町も含めて6割以上が社協で受託しているという現状があるようで、そういった意味からも、当然直営でできないと今お話ありましたので、あくまでも運営方式もいろいろありますけれども社協に受託するという前提のもと、そして、いつごろ開設を目指してという、ある程度の目標値がないとなかなか先に進まないのかなという疑問があります。

それで、全国社会福祉協議会のホームページをちょっと調べてみたんですけども、厚労省の補助事業のようですけれども、平成25年度厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費補助金、社会福祉推進事業ということで、実際何をやっているかという、権利擁護に関して全国のリサーチをして、実際どういったことを自治体でやっているかとか、現状の課題であるとか、そういったことを冊子にまとめたようなものもあるようでありますので、そういったものも参考にしながら、士別のまちはどれが該当するのか、どういう方式が該当するのかということ踏まえながら、法人後見の受任のお話もありましたけれども、ある程度いつごろを目安にという方向性で今後進めていったほうが望ましいのではないかと思うんですけども、その辺のお考えいただけますか。

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

この権利擁護センター設置に向けた取り組みについては、先ほど御答弁申し上げたとおり多々課題もあり、一番の問題というのは、やはり人材育成、それからその担い手、そして、その担い手の体制整備ということがあるかと思えます。今現在、近隣自治体ともそうですけれども、弁護士等、有識者の方との意見交換、また、そこの中には社会福祉協議会もしっかり入っていただいて、検討を、意見交換を進めているということでもあります。

今後、来月にも、視察になるのか、先進地の方を招いての研修会という形になるのか、ちょっと今検討中ですが、いずれにしても具体的なセンター設置に向けた協議に入っていくということになってございます。

ただ、時期につきましては、これはやはり急を要するという部分も、認知症高齢者の数もどんどん増えていくといった部分もありますし、市民後見人のバックアップ体制といった意味合いもありますので、それについてはスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、今お話があったような担い手、受託していただける機関の人材育成の体制、それらもありますので、その辺についてはしっかりと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、現在策定作業を進めている次期総合計画についての質問をさせていただきます。

本年第1回定例会で大西議員も質問しましたが、重複しない内容で幾つかお伺いします。

次期総合計画は30年度から向こう8年間のまちづくりの指針となるものであり、策定後はもちろんであります。現在行われている策定期間の取り組みも非常に大切なものであると考えています。なぜならば、それが市民自治の基本であり、多くの市民が情報を共有し、知恵を振り絞り将来を考えていくことが市民自治の第一歩であると考えているからです。

策定に当たっては、28年1月に士別市振興審議会に諮問した後に検討市民委員会を設置、そして庁内では計画策定本部を設置し、以下に統括会議、幹事会、そしてワーキングチームを全庁的な組織として設置しております。まずは庁内の各組織の編成はどのようになっているのか、また協議する内容の取り決めはどのように線引きされているのかお伺いします。

次に、市民参画を推進するために設置した検討市民委員会の中で、これまでに協議されてきた内容はどのようなことがあったかもお伺いします。現総合計画の検証や、それを踏まえ今後の策定に向けてどのような意見があったか、更には意見に対して具体的にどのように計画案に反映させたか、主なものをお知らせください。

さて、本市では、このたびの次期総合計画における検討市民委員会もそうですが、重要な施策については、いわゆる市民委員会なるものを設置して市民自治を遂行しています。この点に対しては何も異議を唱えるものでもなく、更に推進していただきたいと考えております。しかしながら、市民の間から、その事業がどのように進んでいるかわからないといった意見もしばしば聞こえてきます。市としましては、ホームページや広報紙を中心に、今ではSNSなども大いに利用して情報提供に努めているところだとは思いますが、依然聞こえてくる、わからない、知らないといった声をどのように捉えているのでしょうか。大切なことは、情報公開することではなく情報を共有することにあると考えていますので、市民に関心を持っていただけるような手法も必要かと考えています。

そこで、まず1点目、今回の次期総合計画策定にあわせ市民アンケートを実施したと思います。住民基本台帳から性別や年齢を考慮し、本市を12の地区に分類した層化無作為抽出法を用いることで地区ごとの集計もできる手法であったと思います。回収数は925件で、2,000件の発送に対して46.3%の回収率となっております。まずは、この46.3%の回収率をどのように捉えているかお伺いします。

今回は郵送による発送、回収であったと結果報告書に示されておりましたが、もっと多くの回答数が集まる手法の必要性はなかったのでしょうか。

2点目、アンケート結果公表に関して。

このたびのアンケートの結果報告書を市のホームページに、そして概略を示したものを市の広報紙に掲載しております。恐らくアンケートを提出した方は結果に関心を持っている方も多いと思います。しかしながら、アンケートに抽出されなかった方や、アンケートに回答しなかった方で、さほど結果に関心を持たれていない方もいるかもしれません。そういった方々に関心を持っていただくことや、市民自治がまちづくりに必要不可欠であるということを伝えることも今後は更に必要になると考えます。よって、関心を持っていただけるように多くの手法を駆使して情報を発信する、また市民からの情報も、より多く収集するというのを推進すべきではと考えますがいかがでしょうか。

3点目、今回のアンケートは中高生を対象としたアンケートも行っておりますが、その結果については生徒にどのように周知したかをお伺いします。

また、ワークショップについては地区別計画の関係で市内8地区にて開催してきましたが、中高生についてはアンケートのみのようなものでした。中高生を対象にしたワークショップも必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか。

郷土愛の醸成ももちろんですが、市で取り組んでいる施策や今後の考えなども共有することで、若者が地元士別に対する見方も変わってくるのではないのでしょうか。視点を変えてみれば、今後の本市における高等学校のあり方は、地域ぐるみで学校を支援しつつ、学校、生徒ともに常に本市との情報交換を密にしていくことが地域で子供を育て、地域で若者を生かす仕組みであるとも言えるのではないのでしょうか。

そして、最後に、本年第1回定例会で大西議員が質問した地区別計画についてお伺いします。

大西議員の質問の答弁では、地区別計画の目的の一つは、より多くの市民参加、参画のもとに地域活動の機運を高め、将来にわたって活力ある地域を維持することと示されました。また、施設整備などのハード事業は原則地区別計画に盛り込まず、取り組み内容はソフト事業を中心とし、ソフト事業の中でも市の予算措置が必要なものについては、特定の地域だけではなく全市的な見地での必要性も鑑みるとされています。そうなる、地区別計画がどこまで重要視されているのかということと、各地区で地域発展に寄与されている方々の機運は高まるのかということを疑問に感じます。

地区別計画の必要性の一番大切なことは、まさに答弁にあったとおり地域活動の機運を高めることであり、そのためには各地区の青年層も多く巻き込む必要があるものと感じます。そう考えたときに、地域が責任を持って地域活動をすることと行政がすべきことというものを明確にしていく必要があるのではないかと思います。そうであれば、これまで各地域に事業ごとに予算措置していた補助金のあり方についても、ある程度用途自由な一括交付金のような形で予算措置することで、更に責任を持った地域活動の発展や人材育成などにも一層力が入るのではないかと考えますが、今後の補助金のあり方について市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、次期総合計画策定本部の体制と業務分担についてです。

次期総合計画の策定に当たっては、全庁的な推進体制を確立するため、昨年2月に私が本部長となり計画策定本部を設置いたしました。計画策定本部には、教育長、市立病院副院長、各部長で構成する統括会議を初め、幹事会、ワーキングチームを置いており、統括会議は庁内最上位の意思決定機関として最終案の確認を行うとともに策定作業全般を統括しております。

幹事会は各部の次長職と課長職で構成し、策定の調整的役割を担い庁内計画案の取りまとめなどに当たっております。また、幹事会は振興審議会専門部会との協議や各種団体との意見交換にも携わっているところであり、今後予定している市民説明会の対応にも当たることになっております。

ワーキングチームは各課の主幹、主査等によって構成し、各種資料の収集、整理、分析を初め、分野別の施策や事業の検討など計画の素案づくりに向かっての基本的な作業を担っております。

次に、市民検討委員会での協議内容についてです。

今回の計画策定に当たっては、多くの市民の参加、参画を得て幅広い意見を集約し計画に反映させていくため各界各層から成る検討市民委員会を設置しました。検討事項としては、総合計画の基本構想を中心に協議していただいたほか、計画に今後の公共施設のあり方を位置づけるため公共施設マネジメント基本計画についても議論していただいたところです。具体的には、昨年3月から公共施設マネジメント基本計画について各地域の施設利用の実情を踏まえ、長期的な視点に立った施設分類ごとの評価と方向性などについて御意見をいただいたところです。

委員会からは、長寿命化を基本に維持管理の効率化や統廃合などの取り組みを進めつつ、今後25年で現在の延べ床面積を20%程度削減することで、将来的な人口や財政の推計に見合った施設規模に最適化するよう今年2月に提言書の提出をいただきました。また、総合計画では基本構想における地域力の構成要素として新たにコミュニティ、地区の力を加えることへの御意見をいただいたほか、わがまちの個性には先進的なICT導入などを進めている農業を加えることについて今年23日に御提言をいただいたところであり、これらの内容について計画に反映して考えです。

次に、情報共有に対する市民の声についてのお話がありました。今回実施した市民アンケート調査においても、市政に関する情報提供の場や機会について、「満足」、「やや満足」との回答が5割以上となっており、10年前に比べて満足度が約5ポイント上昇しておりますが、まだ十分とは言いきれないとも考えております。こうした中で私たち行政は、まちづくり基本条例の基本原則に基づき市民の市政に対する理解や関心を更に高めてもらえるよう、よりわかりやすくさまざまな手法について情報提供に努める考えであります。

次に、市民アンケート調査についてです。

アンケート回収率は46.3%で10年前に比べて約9ポイント上回り、一般的な郵送による配布、

回収としては非常に高い結果となったところであり、このことは市民の皆様の理解や関心の高さであるとも捉まえております。アンケートの実施に当たっては、広報紙を初めホームページ、フェイスブック、さほっちメーで周知に努めたほか、地元新聞社の協力も得て市民の協力を呼びかけてまいりました。

また、回収率を向上させる手法としては、電話や訪問などによる協力依頼もある中で回答を促すはがきの発送も検討しておりましたが、回収期間の中間時点で前回を超える見込みとなったため、費用対効果なども勘案し発送を見送ったところでもあります。

回収状況について集計と分析を依頼した会社からは、市民の意識や意向を把握する調査としては高い信頼度があるとの報告を受けているところです。

渡辺議員お話のように回収率を少しでも高くするための工夫は必要と考えており、今後もその時々に応じた対応に努めてまいります。

なお、アンケート結果についてはホームページでは全ての回答結果を掲載しておりますが、広報紙には抜粋した内容しか掲載しておりませんので、御提言も踏まえ、より多くの市民に見ていただけるよう図書館や総合支所、出張所などに配架するほか、今後実施する市民説明会やパブリックコメントなどの機会も通じて情報提供に努めてまいります。

次に、中高生のかかわりについてです。

中高生のアンケート結果については、協力いただいた各学校長宛てに情報提供しているところですが、今後更に概要版をまとめ生徒にも周知していく予定です。

また、ワークショップの実施については意義あるものと考えておりますが、現状においては授業カリキュラムの関係もあり実施が難しい状況にもあることから、これまでのこども夢トークや子ども議会への意見や提言を再度振り返り、未来を担う子供たちの思いや夢、希望を踏まえながら計画策定に当たってまいります。

最後に、地区別計画推進に当たっての助成のあり方について御提言がありました。

お話のように、地区別計画は地区における今後の目標や取り組みを示すものであり、地域活動の機運を高めることを目的の一つとしております。策定に当たっては地区ごとのワークショップにより議論を進めていただいたところであり、参加者からは地域のことを地域で考えるよい機会になったなどの感想も寄せられていました。今後は計画に基づく取り組みを推進していくことが重要であり、そのためには予算措置が必要な場合もあると考えております。

こうした中で、使途が自由な一括交付金については、地域の知恵や創意が活かせる可能性がある一方で、実施内容による差や配分額、配分方法をどう判断するかなどの課題もあります。したがって、まずは地域と行政が実施するものを区別した上で地域が主体となって進める取り組みについては、30年度予算において地域力によるまちづくり重点枠を設け予算化を図っていく考えであり、現在の協働のまちづくり推進事業を発展的に見直し、適切な支援、助成が講じられるよう検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、市内における建築物のうち屋外広告物について質問します。

屋外広告物、いわゆる看板はまちの至るところに設置されており、本市においても、改めて注視することで、こんなにも多いものなのだと感じることを思います。しかしながら、屋外広告物については、いわゆる商標であったり広告であったりするために、その内容については気をとめるものの、誰もがその構造については気にとめるものとはなっていないであろうと思います。それは法律で定められた基準でつくられているであろうということや、しっかりと行政側もチェックしているであろうということを考えるからかもしれません。しかしながら、建築物でありますから、当然ながら年数とともに強度も低下するでしょうし、安全性に不安を感じるものとなるわけです。

2年半ほど前に札幌市の某有名店舗で建物本体に付帯している看板が落下し、歩行者に重大なけがを負わせたことは全国的にも衝撃を受けました。誰もが、まさか看板がと感じたことと思います。また、本年4月にも帯広市で広告物が落下する事故があり、本市においても、本年8月26日に国道40号線沿いの中央商店街にある旧店舗で看板が落下しました。幸い歩行者もいなく、けが人は出ませんでした。万一歩行者がいたら大惨事にもなりかねない事故であったと思います。

私は札幌市での事故があった直後に行われた27年予算審査特別委員会の内容審査の際にも質問しましたが、改めて屋外広告物に関して幾つか伺いたいと思います。

屋外広告は屋外広告物法に定められており、許可については各都道府県が管轄であるとされております。北海道においては、北海道屋外広告物条例によって定められています。まずは、許可が必要な屋外広告はどのようなものが対象になるのでしょうか。また、本市においては該当する屋外広告はどの程度あるのでしょうか。

次に、維持管理についてですが、これは条例には定められておらず北海道屋外広告物管理指針によって定められており、点検項目や点検時期についても記載されております。しかしながら、指針の第1の趣旨を見る限り、あくまでも自主的にとなっております。このあたりは、どうも最近耳にする落下事故につながっている気がしてならないのですが、本市においては、維持管理についてどの程度把握しているのでしょうか。また、維持管理についての啓発などはされてきたのかお知らせください。

帯広市では、このたびの事故を受け、ホームページ上でも建築物や広告物の維持管理の啓発をしております。本市においても各種の方法によって啓発する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

現在、本市において、建築物は士別市建築基準法施行細則によって定められておりますが、確認申請等の事務手続に関することが主で、その他については建築基準法施行令や北海道建築基準法施行条例で定めるものとしております。しかしながら、本年のように人身ではなかった

ものの落下事故が起きた今、改めて規則を追加するなどし安全な建築物を維持管理していく必要性もあり、周知徹底に努めるべきではないかと思うところですが、市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、屋外広告物の定義について申し上げます。

屋外広告物とは、営利目的、非営利目的を問わず、常時、または一定の期間継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、看板、立て看板、張り紙、広告塔、建物などの工作物に掲出、または表示されたもの、以上4項目の要件全てを満たしているものとなっています。

次に、許可が必要となる屋外広告物については、北海道屋外広告物条例に基づき、1事業所当たり表示面積の合計が10平方メートルを超える自家用広告物等を掲出しようとする場合に許可が必要となります。北海道屋外広告物条例では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するため規制を行っており、許可基準に合致する物件は北海道の管轄する各振興局長の許可を受けることで屋外広告物を掲出することができます。

平成29年4月1日現在、北海道の許可を受け掲出している市内屋外広告物の件数は349件、その内訳は、地上広告物が164件、壁面広告物が170件、屋上広告物が15件となっています。

次に、維持管理の把握状況についてです。

屋外広告物の管理状況については、北海道と一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会及び市町村の3機関により年2回程度実施している屋外広告物安全対策パトロールにおいて管理状況を調査しており、本年度は5月と9月に国道40号沿線の3丁目から19丁目を対象に実施しました。パトロールでは、区域内に設置されている89件について、設置状況、傾きなど目視による調査及び啓発チラシの配布を行いました。調査の結果、早急に修理、または点検が必要と判断した46件については、口頭による注意を行った後に、指導機関である北海道から文書による通知がされたところです。

このほか、8月には市街地市道沿線を中心に市土木管理課と建築課担当職員による道路法及び建築基準法に基づく調査を実施した結果、管理不十分と判断した21件については口頭で注意するとともに上川総合振興局に報告し指導を要請するなど、常に情報の共有に努めているところです。

次に、維持管理の啓発についてです。

毎年6月と9月に実施している屋外広告物クリーン強調月間には、北海道から市町村、商工会議所等に対し点検を促すリーフレットが送付されます。その際、本市パトロール実施時にそのリーフレットを配布しているところです。

今後においては、従来実施してきたパトロールに加えて、広報やホームページ等の活用により設置者に対する定期的な点検や補修について広く周知を図ってまいります。

最後に、士別市建築基準法施行細則に維持管理基準などを加えてはとの御提言についてです。

屋外広告物に関しては、建築基準法による工作物の確認申請が必要なものであっても、建物本体の構造や規模、広告物の規模や設置する高さなどにより指導機関が複雑に区分されています。このため士別市の建築基準法施行細則に維持管理条項として一様に定めることは、誤解を招くおそれなどからふさわしくないと判断しています。

こうした状況から、今後においても北海道と情報の共有を図りながら、北海道屋外広告物条例や建築基準法等に基づく点検パトロールを継続することで屋外広告物の維持管理状況の把握に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答方式での一般質問を行います。

最初に、市立病院の改革に向けてであります。

本市立病院は病院経営改革のために平成20年度から26年度までを計画期間とした経営改革プランを策定して各種施策に取り組んできましたが、人口減少と医師不足など、さまざまな理由により大きな成果を得るまでには至らなかったことから、新たに27年度から30年度までの士別市立病院新経営改革プランを策定しましたが、28年度に北海道が示した地域医療構想及び総務省の新公立病院ガイドラインに沿って本計画を見直し、計画の期間を29年度から32年度までとした改訂版を策定しております。

特に総務省のガイドラインで4つの視点に立った計画の見直しが求められており、その中で経営形態の見直しについては、救急体制の維持や診療部門においても地域住民に必要不可欠な医療を提供していくためには一般会計の適正な負担のもとで経営の健全性、安定性に努めなければならないとしており、そのためには診療報酬改定や常勤医師数の変化などに迅速かつ柔軟に対応するため人事、予算等に係る権限が付与され、より自立的な経営が可能となるよう地方公営企業法の全部適用へ30年4月に移行することで現在進めております。

全部適用により、これまで市長にあった組織や人事などについての権限が病院事業管理者に移行することで公営企業としての独立性が強化され、今まで以上に病院経営に必要な効率性が確保され効果的な取り組みが可能となることが期待をされております。現在、移行に向けて条例制定などを含めた準備を進めていると思いますが、その準備の状況と、移行後、職員の身分に関連をして地方公務員法及び地方公営企業労働関係法の適用範囲について、まず伺います。

新たな組織体制の中では、従来に増して今までの常識や習慣に縛られずに新しい思考や考え方を取り入れ、みずから変わらなければという変化の必要性を感じることで職場全体の話し合いの中でみんなが方向性を一致させ目標を共有することが大切であり、その環境を整えるのが経営者の責任であると思います。長島院長が就任以来、病院スタッフに求める意識覚醒の取り組み経過と今後の考え方をお聞かせください。

次に、移行後における経費節減の抑制対策と、あわせて収益増加の確保対策の具体的な方針及び一般会計からの不足額繰り入れの考え方、あわせて29年度も約6カ月経過しており現時点での経営状況を昨年同期との比較をお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

私から地方公営企業法の全部適用に向けた準備状況と適用後の職員の身分と不足額の一般会計からの繰り入れの考え方についてお答えし、職員の意識覚醒のための取り組み経過と今後の考え方、経費節減、収益確保に向けた方針と29年度の経営状況については病院副院長からお答えいたします。

まず、病院事業の地方公営企業法の全部適用移行に向けての条例整備などの準備状況についてであります。現在、関連する条例等の条文整理の最終段階となっております。まず、士別市病院事業の設置等に関する条例において、地方公営企業法の全部を適用し、事業管理者を設置するための一部改正を行うほか、士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例、士別市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例といった新たな条例の制定が必要となります。

また、士別市立病院診療費等徴収条例や士別市立病院医師就学資金貸付条例などの8条例については、病院事業管理者が設置されることに伴う一部改正のほか、病院事業職員の給与等に関し新たな条例が制定されることに伴い、士別職員の給与に関する条例、士別市職員の旅費に関する条例の一部改正が必要となります。

こうした条例につきましても、本年第4回定例会に提案を予定しているところであります。

更に、新たな市の規則として、公営企業法の規定により事業管理者が行う任免に関し、あらかじめ市長の同意が必要な主要な職員、地方公務員法で規定する政治的行為の制限を受ける企業職員として市長が定める職の基準を定めることとなります。加えて、地方公営企業の能率的、機動的経営を図るため、業務の執行に関する独自の権限として事業管理者は企業管理規程を制定することができることとされており、これまで市の規則、規程として規定していたものについても新たに企業管理規程として整備することとなり、これら規程の数が40を超える状況となっております。

次に、全部適用後の職員の身分及び適用を受ける法律等についてであります。

全部適用時にあつては任命権者が変わることから、市長からの出向辞令と事業管理者から新たな配置辞令を受けることとなりますが、病院職員が地方公務員であることに変わりはありません。しかし、地方公営企業職員として地方公務員法の一部が適用除外となるほか、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用されることとなります。このことにより労働三権であります争議権は否定されていますが、労働組合結成権、労働協約締結権が認められるほか、原則として労働組合法、労働関係調整法が適用されることとなります。

また、本年4月には職員組合に対し移行スケジュール等を示すとともに、7月には病院と職

員組合の検討委員会を設置したほか、病院職員に対し、5月、6月の2回に分け、決算状況など病院の現状とあわせて地方公営企業法の全部適用に向けた説明会を実施したところです。

次に、一般会計からの不足額の繰り入れの考え方についてであります。

一般会計からの繰入金については、本年3月の新経営改革プランにおいて繰り出し基準を見直し、収支計画に基づき、29年度は10億3,500万円、30年度は8億9,600万円、31年度は8億9,500万円、最終年度の32年度は8億4,000万円としたところです。

また、市の一般会計の状況を考慮したとき、今後、収支不足を補うための追加繰り入れは難しい状況にあり、新たな繰り出し基準内での病院経営に最大限努めることとし、仮に不良債務が発生したとしても、次年度以降でのその解消を図っていかなければならないものと考えております。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） 私から、職員の意識覚醒のための取り組み経過と今後の考え方、経費節減、収益確保に向けた方針と29年度の経営状況についてお答えいたします。

まず、職員の意識覚醒に向けた取り組み経過と今後の考え方についてであります。

長島院長が平成28年4月に就任して以来、一貫して職員には意識改革ではなく意識の覚醒が必要、今後の上川北部圏域を考えたとき、士別市立病院は急性期中心の医療から回復期、慢性期を中心とした医療へ変わらなければならないということをさまざまな場面で職員にはもちろん、広く市民に対しても訴えてまいりました。こうした考えの中で、医局においては常勤医による当直体制の確保やお互いの業務負担を分担する病棟当番制、内科予約外患者の診療について当番制の導入、検査室やリハビリ室の医療技術者も入院患者の病棟送迎や採血支援など積極的な患者へのかかわり、更に看護部においては外来スタッフが病棟業務の支援を行うほか、診療体制に応じた手術室の外来看護科への集約など、さまざまな変化があらわれてきております。

また、各部門の管理職による管理会議においても毎月の各部門の経営状況について情報共有や協議を行うほか、業務改善委員会を通じて職員一人一人の新しい意見を検討、反映するなどに取り組んでいます。

地方公営企業法の全部適用によって病院の経営そのものが大きく変わるものではありませんが、求めるものは、まさに大西議員の言われたように、みずから変わらなければという変化の必要性を感じることであり、職員の意識の覚醒であります。

今後、全部適用を契機として、事業管理者を先頭に職員全員が目標を共有し、更に経営意識、改革意識を深めてまいりたいと考えています。

次に、今後の経費節減と収益確保に向けた具体的な方針についてであります。

収益に関しては、入院、外来の診療収益がそのほとんどを占めており、人口が減少する地域にあって大きく患者数が伸びることを想定することは非常に厳しい状況にありますが、28年度の入院患者数は、回復期、慢性期を中心とした医療体制の提供により前年度を5.7%上回るこ

とができました。

今後は、これまでの経営方針を継続するとともに、上川北部医療圏域における病院の機能分担の推進による他の急性期病院からの転院患者の受け入れや在宅患者や施設入所者の健康状態の確認、慢性期患者の管理を目的とした短期入院患者の確保により収益増に努めてまいります。

経費に関しましては、今後の診療体制の変化に応じた柔軟な対応が必要であり、例えば医療機器の更新にあっても、今後、高機能の機器が必要なのかも含め十分な検討を行うほか、医業費用の多くを占める給与費については28年度は対前年度8,300万円の削減を図りましたが、今後更に業務改善を図りつつ適正な人員配置による圧縮に努めていかなければならないと考えています。

そこで、現時点における29年度の経営状況であります。9月までの収支状況で申し上げますが、前年度の同時期と比較して外来患者数は2.4%の減となっているものの、入院患者数は4.3%の増となり、医業収益全体で昨年より9,722万円の増となっています。一方、医業費用については診療収入の増に比例して若干薬品費、材料費が伸びているものの、全体では507万円の増にとどまり、収支差し引きとしては9,215万円の改善となっているところです。

一般会計からの繰り入れが28年度決算と29年度予算では3,665万円の減額となっていることを考慮しても、今後の患者数が前年度並みに維持できれば年度末に収支不足が発生する状況にはないと見込んでいます。しかし、来年4月には診療報酬と介護報酬の同時改定が予定されており、一部には大幅な見直しも協議されているとの情報もありますので、この報酬制度が医療の提供体制、診療収益に大きく影響することから、この動向に注視した上で今後病院経営に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市小中学校適正配置計画についてであります。

少子化の進行に伴い小・中学校の小規模化が進んでおり、学校の統廃合、学校の再編計画が各地で検討をされております。学校の統廃合は、言うまでもなく子供の教育条件をよりよいものにするのを最優先に考えなければなりません。児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことであります。そのための望ましい環境は、一定の集団規模が確保されていることだと考えます。

一方では、統廃合によって廃止される学校がある地域では、地域社会のシンボルの喪失感の問題や廃校となった施設、土地の再利用の課題が残ります。

本市においても適正な教育環境を整えるため平成23年に士別市小中学校適正配置計画を策定いたしました。東日本大震災を受けて学校施設に対する耐震基準への指導が強化され、児童・生徒数の減少が当初の予想を上回っていることなどから28年に計画の一部を見直し、計画の改定を行っております。

計画の見直しに当たって、28年10月にパブリックコメント制度実施要領に基づき意見の募集

を行い、その中で多寄中学校の今後についての意見がありました。主なものとして、「生徒数の減少で部活動や学校行事などについて全ての活動に制限が強られる」、「少人数のために集団行動が身につかなくなる」、「複式学級になったとき子供はどうなるのか」など、将来に対する心配と不安の声がありました。

それに対する市の考え方として、多寄中学校は特認校としての役割を担っていることから、今後新たな生徒数見込みをベースに地域、保護者の皆さんから御意見をいただくとともに、市全体の中学校の配置状況も視野に入れながら、第2期計画期間における多寄中学校のあり方について検討を進めるということでありました。

その後、多寄支区PTAでは多寄中学校の今後についての研修会や話し合いを続けて一定の意見集約を行い、地域に対して、これまでの経過や考え方について説明することで現在進めております。

そこで、改めて現時点でパブリックコメントの意見をどのように受けとめているのか、今後第2期計画の内容を含めて、どのように対応する考えなのかを伺って、この質問を終わります。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 安川教育長。

○教育長(安川登志男君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の教育を取り巻く環境について、学校数と児童・生徒数の推移ですが、昭和60年度には合併前の両市町合わせて小・中学校25校、児童・生徒数は4,000人余りでしたが、現在は小学校8校、中学校5校で13校、1,300人ほどとなっています。このように30年ほどの間に約6割が減少し、今後将来に向けても減少傾向は続くものと考えます。

こうした中、平成28年度改定士別市小中学校適正配置計画を策定したところであります。策定に当たっては、22年度に策定した適正配置計画を基本としつつ、士別市小中学校適正配置計画検討委員会からの提言や、保護者、地域の皆様との話し合いにより取り進めてまいりました。その1つとして、議員お話の士別市パブリックコメント制度実施要綱により計画見直しに対する意見募集を行いました。本計画策定に対して寄せられた御意見は7件に上りましたが、多寄地区を対象とした御意見は2件ありました。その内容は、いずれも多寄中学校の生徒数に対する保護者の不安、部活動や学校行事などの制限が懸念され、子供たちのために市内中央地区の中学校への統合を望むものでした。

そこで、こうした御意見をどのように受けとめるのかについてですが、本計画による中学校の適正配置の基本的な考え方は1学年2学級として再編することを基本としており、学校規模別のあり方では、中学校全体で2学級以下、全生徒数が10人以下は原則として統廃合を進める規模としています。このようなことから、受けとめとしては基本的な考え方は持ちつつも今後入学予定も含めた保護者の総意であることや、何よりも地域の皆様の御理解が得られるとなれば、それらにとらわれることなく具体的な話し合いが進むものと考えます。

また、どのように対応するのかについては、本計画の中で一定程度の基準が示されております。

すので、先ほど申し上げた条件が整った上であれば計画に沿った統廃合を行うこととなりますが、何よりも子供たちのためであることは当然ですが、とりわけ農村地区においては地域に対する学校の貢献度ははかり知れない部分も多く、また地域のシンボルであることから解決しなければならない課題も少なからずあるものと認識しておりますので、まずは学校や保護者の声をお聞きしていきたいと考えておりますが、現時点では対応の方向性を示す段階ではないと存じております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問をさせていただきますけれども、ただいま教育長がおっしゃった現時点では対応する、その時期ではないという答弁でした。これについてももう少し具体的に答弁をいただきたいのと、もう一つ、先ほど質問で申し上げたとおり、統廃合については、まず教育長がおっしゃっていましたが、子供のことを最優先に考えるということは、もう、これは当たり前のことでありまして、もう一つは、統合される地域にある学校についてはシンボルのこともあって喪失感が非常に大きいということと、もう一つは、その施設を今後どうするかという課題が残ります。

先ほど質問の中に触れましたけれども、この学校再編の検討をする上で、あとの施設、土地、この後の利用をどうするのかも含めて一体的に検討すべきだというふうに思いますけれども、この2点再質問をさせていただいて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

具体的に現時点ではというふうに申し上げましたのは、具体的に地域の方々の御意見等を我々直接お伺いしている段階でもございません。そういうようなことがPTAなり、あるいは地域なりで話し合いが進められ、その席にも我々が同席をして今後の多寄中学校のあり方等について論議をするというようなことになりましたら、そこで御意見をお伺いし、さまざまな状況を勘案しながら方向性について検討してまいりたいということでございます。

あともう一つは、多寄中学校と小学校については、御承知のように、多寄中学校に旧多寄小学校の体育館と特別教室を併用する形で併設をした併設型の学校の一番最初のモデルでございました。それは基本的にそういったことは可能だったのが、多寄中学校の持っている体育館の施設、あるいは特別教室の施設がかなり充実をしているもので、それらをしっかりと他の部分でも活用すべきだという考えで小学校をそこに併設をしたということがございます。

そして、それらの部分について、併設の段階でも将来の人口、そして児童数の減少ということは想定されておりましたが、その部分で中学校の部分については教科等の関連もありますので、人口の減少というのか、児童数の減少によって、具体的に子供たちはきちんとした専任の教師からちゃんとした教科の指導を受けることができないという、小学校とはちょっと違った条件がございます。そんな部分で話が進んでいって、中学校がそういった形で統合というよ

うな段階に至ります場合の想定として、他の用途に教育、あるいは社会教育、福祉等を含めた部分で現在の多寄中学校の校舎については、統合という話が出た段階では用途をしっかりと確保できるであろうという見通しは現在持っているところでございます。

しかしながら、最初の話にも戻りますが、併設校としての機能をしっかりと発揮をさせたいという意向もございまして、小中一貫教育にまではいきませんが、連携というような形で済む、文部科学省の制度としては、小学校と中学校を一緒にする義務教育学校という制度もございまして、そのことによっては私どもは、そういう方向では多寄の問題は解決しないと。やはり基本的に中学校の部分での子供たちの学習活動、そして部活動の部分を解決するためには統合という方向であろうというふうには非公式には想定をしております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） もう一点確認なんですけど、先ほど言ったように、多寄支区PTAの中では一定の考え方を出しているというふうに聞いています。それで、その考え方について学校の再編に基づくものだというふうには理解しますが、地域にその理解を求めるといって今進めているところなんですか。それでさっき教育長がおっしゃった、まだ地区と話している段階ではないというんですけれども、具体的に進め方として、これは事務的なことも含めてですけども、地区のPTAが教育委員会に相談するものなのか、教育委員会が主導的に地区のPTAと話し合いを進めようとしているのか、どちらなんですか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 私どもが主体性を持って地域と話し合いを進めるということではなくて、地域のほうがこういう方向でということで、今は私どもに話を持ってくるための前段の地域での協議が進められているというふうには認識をしておりますが、申し上げますと、私どもとしては少し性急に統合は進めたくないという基本的な思いがございまして、十分協議をし、論議をした結果、本当に地域の総意であることもそうなんですけど、全体的な市内での学校の配置のバランス等を含めて、そういった部分では、思いとしてはもっとしっかりと時間をかけて、我々との協議も地域との協議も進めていただきたいという思いでございまして。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問であります。僻地保育所の運営と子供の居場所づくりについて伺います。

保育所は、子供たちが初めて家庭から離れて集団生活を送る場所になります。一人一人の子供たちが遊びを通して友達との関係を育み、健康で調和のとれた姿に成長していくことができるよう養護と教育を一体的に行うことを目的として開設をされております。僻地保育所も目的は同じであり、本市にも僻地保育所条例に基づき現在3カ所の僻地保育所を設置しており、各保育園の運営委員会が地域の協力で園の運営と保育の実施を行っております。

その中で多寄保育園の保護者の皆様から、仕事の関係などで保育時間の延長を求める声が多く寄せられております。今後、運営委員会において具体的な検討がなされるというふうに思いますが、延長保育を実施するに当たり、保育体制を充実するための委託料の増額が必要なときは運営委員会と協議を行い、要望に沿った内容でぜひ進めてほしいと思います。これについての考え方をまず伺います。

次に、本市は子育て日本一のまちづくりを進めていくために、国の子ども・子育て支援法に基づいて計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした士別市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。計画の就学児童の居場所づくりでは、地域における子育て家庭の支援として就学児童が安心・安全に過ごすことができる放課後等の居場所の充実を図るとして、現在、放課後児童クラブ4校区で、学童保育は2校区で、それぞれ開設をしております。放課後子ども教室については1校区で開設をしており、更に31年度までに1校区の開設を計画しております。

今未実施の小学校区もあり、今後どの事業を選択するのもも含めたニーズの把握に努め、使用できる学校の余裕教室の確認と活用方法、更に人材の確保などを含めて、保護者及び地域と学校との協議の中でスムーズに事業を進めるための条件整備を行って地域の希望に応える取り組みが必要だと思っておりますので、この見解を求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、延長保育に対する考え方についてです。

近年、保護者の就労形態の多様化などに伴い保育時間を延長して子供を預けられる環境が必要とされており、多寄地区においても保育時間の延長を希望されている保護者がおられることは認識しているところです。

大西議員お話のとおり、僻地保育所の運営は各保育園の運営委員会に委託して実施しており、各保育園が提供する保育サービスの内容についても、地域の実情やニーズに応じて、それぞれの運営委員会における協議の中で独自性を持った対応をしていただいております。保育時間についても保育園ごとに時間を変更することが可能となっているところです。

僻地保育所の延長保育事業については、現在、上士別保育園と温根別保育園において行われており、経費については、通常の管理運営委託料とは別に、延長保育事業として延長時間に係る人件費等の実績に基づき算定し、お支払いをしているところです。したがって、今後、多寄保育園において延長保育の実施を検討される場合には、安定した保育サービスが提供できるよう運営委員会と十分協議する中で対応してまいります。

次に、放課後児童の居場所づくりについてです。

放課後児童クラブは一般的に学童保育ともいわれており、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に児童館等で適切な遊びや生活の場を提供するものであり、本市においては、士別小学校区ではほくと児童館、士別西小学校区では西児童センター、士別南小学校区ではあけ

ぼの子どもセンター、糸魚小学校区ではまなべーるで、上士別及び温根別小学校区では保育園において、それぞれ実施しています。

また、放課後子ども教室は、全ての児童を対象に放課後の小学校の余裕教室等を利用して学習や少年団活動等へ参加する前の待機時間の場として、平成22年6月から士別南小学校1校で開設しているところですが、放課後子ども教室は校内に設けることが基本となっているため施設を管理する小学校の理解と余裕教室があることが前提となりますので、他の小学校区においても開設の必要性を含めて現在調査、検討しているところです。

また、学童保育や放課後子ども教室が未実施となっている多寄小学校区についても、次期総合計画における地区別計画のワークショップや多寄保育園の保護者の方などから放課後児童の居場所づくりの充実を求める意見や御相談を受けており、現在多寄小学校や保育園と地域のニーズや課題等について協議をしているところです。

今後におきましても、地域の実情に即した放課後における児童の安全・安心な居場所づくりについて、学校やその保護者、更に地域の皆さんとも十分協議をさせていただきながら進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

第1のテーマとして、各種助成制度、補助制度の広域化について取り上げます。

ここでは、本市における住宅や店舗の新築、リフォームなどを中心とした各種助成制度について取り上げるわけですが、まず前段として、建設や建築をなりわいとする業者が減少している件についてお聞きしておきます。すなわち、いわゆる一人親方も含め、基礎工事、大工、左官、配管、内装工事など建設関係業者の絶対数が近年は相当減少していると思われるのですが、詳しい状況をお知らせください。

次に、本市もそうなのですが、ほとんどの市町村では公共工事の入札等の際、地元業者優先を標榜しており、当該市町村に本店を持つ業者に参加資格を限定したりしています。しかし、以前、本議会での松ヶ平哲幸議員への答弁によりますと、このことに対して公正取引委員会から競争性の確保について注意喚起する何らかの通達が出されているとのこと。それは、いつ発せられた、どんな内容の通達だったのか詳しい内容をお知らせください。

この件の最後なのですが提案がございます。この公取委の通達を待つまでもなく、もとより競争性の確保と地域振興とはいわば二律背反するといえますか、必ずしも一致しないところがあることがわかるわけです。しかし、そのジレンマをより解消させていく手法としては、近隣市町村との補助、助成制度の共通化が必要ではないかと考える次第です。そうすれば参入業者数も増え、とりあえず競争性は確保されるものと思います。他方で地域振興の視点では、例えば住宅新築の場合、市内業者であれば100万円、北北海道中央圏域定住自立圏内の業者であれば60万円助成などという基準で各市町村がまず制度のプラットフォームを共通化すれば、かな

り有効な振興策になるのではないかと愚考する次第であります。

更に理想的なことをいえば、各助成金制度をこのようにいわば相互乗り入れしていき、この地方の業者が切磋琢磨しつつ反映していく未来を描けるのではないかと考えます。

この件、定住自立圏域市町村での協議に乗せていくつもりはないでしょうか。この機会に伺う次第です。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、建設関連業者数についてです。

近年、全国的に建設業やその従業員の数は減少傾向にあり、平成28年経済センサス活動調査の速報集計では、土木や建築などの総合工事業、左官や内装などの職別工事業等を含めた建設業全体では約49万事業所、従業員数は約370万人となっており、この10年間で約10%減少しています。本市においては、対象となる建設業関連事業所は107、従業員数は1,120人で、10年間の推移を見ますと、景気の回復に伴って増加に転じた時期もありましたが、27年度末までに事業所で15、従業員数は190人減少している状況です。

業種別の内訳については28年の詳細な集計結果が公表されていないことから、直近の26年経済センサス基礎調査に基づく結果になりますが、土木や舗装などの総合工事業で一部増加しているものの、左官や内装、板金、とび、塗装などの工事業では、事業所数、従業員数ともに15%ほど減少しています。一方、本市におけるこの間の市内建設業者の入札参加資格申請登録状況については、設計業者等を含めて80社から90社を維持しているところです。

次に、入札における地元企業優先の考え方についてです。

地方公共団体の発注においては原則一般競争入札によるものとされていますが、一方で工事や業務の性質によって指名競争入札や随意契約によることが認められています。また、地域経済の活性化や企業の育成、災害などの緊急時の即応性、更には地元業者の施工による住民の安心感などの観点から、地方自治法では入札参加者の所在地を要件として定めることが認められており、本市においても地域要件を付した入札により地元企業の受注機会の確保にも努めているところです。

更に、官公需、いわゆる国や地方公共団体が物品の購入や工事の発注、サービスの提供を受けることについての中小企業者の受注確保に関する法律において、地方公共団体は中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるよう求められており、これらの規定を適切に活用することが必要です。

しかしながら、過去、一部の地域において行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注により建設業法で禁止されている一括下請、いわゆる丸投げ工事を誘発、助長したと見られる事例が発生したため、公正取引委員会は再発防止の観点から、行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注を行わないよう平成11年に都道府県知事に対して通達しています。公正取引委員会は、その中で入札に参加する業者の固定化は企業の競争力を低下させ、入札談合を誘発、助長

するおそれがあること、入札対象工事の難易度と入札に招請する業者の施工能力等を十分に勘案した地域要件の設定または緩和など、入札における競争性の確保に十分な配慮と検討を求めています。

本市においても、この通達の趣旨を踏まえ27年に策定した公共調達基本指針において公共調達に係る基本的な考え方を明確にするとともに、基本理念及び基本目標の中で市が発注する建設工事等の入札、契約が適正に運用されるよう定めているところです。

次に、近隣市町村との補助や助成制度の共通化のお尋ねについてです。

今回例示のあった住宅新築促進助成金については、住宅改修等の助成もあわせて、これまで約1,400件、事業総額は51億円を超えるなど、建設業を初めとして広く市内経済の活性化に寄与しています。仮に本市において助成金の交付対象業者を定住自立圏内の市町村とした場合、市民にとっては施工業者の選択肢が広がることとなりますが、逆に市内事業者の受注機会を減らす可能性もあるといえます。

本市における助成制度は、市内経済に波及効果の大きい建設業の地元発注を誘導するために市内業者に限定しており、その条件を拡大した場合には、政策目的が達成されないばかりか、単に個人の資産形成に公費を投じることにもなりかねません。また、他の市町村が本市と同様の助成を広域的に制度化した場合、規模の小さな自治体にあっては、他の自治体の業者が参入し地元業者の受注減少が懸念されるほか、政策目的の達成や個人資産の形成など同様の問題が生じることになります。

定住自立圏の取り組みは、地域住民の定住に向けた必要な機能を確保、充実するため、相互に連携協力して地域資源を生かした地域づくりや安心して暮らせる社会の形成を目的とするものであり、こうした目的に沿った制度や施策を共生ビジョンとして位置づけています。こうした中で、今回の御提言については共通化によって生じる影響や問題もあると考えられることから、定住自立圏での協議にはなじまないものと判断しているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 2つの点について再質問をさせていただきます。

今市長の答弁の中で、助成、補助のいわゆる乗り入れというのをしたら、逆に市内業者の受注機会を減らす可能性もあるんだという答弁いただきました。この点、ちょっと日曜日付の10月22日付の道北日報を今持参したんですが、和寒町でマイホーム応援事業というのを2015年度、一昨年度から実施しています。住宅新築に対して町内業者に頼んだ場合は200万円で、注目すべき点は町外業者に頼んだ場合は150万円というような補助を実施されているということですね。業者数も土別に比べたら少ないとか、いろいろ条件の違いはあると思うんですが、一応町外業者に頼んでも町内業者より50万円少ない額の補助があるということですね。

私の考えを言うと、例えば町外でもいいんだと、土別市外でもいいんだということで、例えば旭川、札幌の業者でもいいですよというふうにしたら、やっぱり都市部は業者も多いし、一

一般的に競争力のある業者も多いと思うんですね。なので、そういう都市部の業者まで参入させてしまうという問題も生じてくるんだろうと。市長がおっしゃった市内業者が保護できないという面があると思うんですが、定住自立圏内というのは、どこも条件同じ。ある意味同じというか、過疎、少子化に悩んでいる市町村が一丸となったものです。だから、ちょっと今、例に引いた和寒町の例なんかも参考にして、少し考え方、もうちょっと深めていただきたいというのが一点。

それから、もう一点なんですけれども、定住自立圏について最後おっしゃっていましたが、安心して定住できる環境づくりということで定住自立圏のことを定義されていましたが、まさにそのとおりなんです。定住自立圏は一方で市町村大合併のちょっと反省の側面もあると思うんですよ。いわゆる平成の大合併で市町村たくさん合併しましたが、必ずしも成功したといえないケースもあると。合併して、いろいろ例えば朝日と士別でも温泉施設の入浴料を一緒にしてみたり、いろいろな制度足並みそろえてきたんですけれども、市町村によっては、やっぱりなかなかそこがぎくしゃくしているところもあって、合併しなくても定住自立圏という中で市町村合併は避けながらも制度を共通化していこうというものであれば、私は定住自立圏というのめあながち意味がなくはないと思っているんですね。

先ほど渡辺議員も定住自立圏について言及されていましたが、この定住自立圏が一種、ある意味ちょっと無理というか、力わざだった市町村合併の反省に基づいて行われている。その中で制度の共通化というものを目指すという、その一般論については賛同いただけるかどうか、2点目としてお聞きしたいと思いますよろしいですか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の和寒町の内容を御提示いただきまして、お話をいただきました。士別は地元業者に発注をしたのみ助成をいたしますということで、先ほど申し上げたとおり、今日まで約8年間でありますが助成件数が1,400件、助成額が約4億円、そして総体事業費が51億円でありますから、大体13倍ほどの経済効果が地元にしっかりと落ちているということでありますので、基本的に地元業者に発注をするというので行ってございます。この上川北部圏域の中では、調べますと全ての自治体が住宅の新築、あるいは改修において、助成額は違いますけれども、それぞれ助成を行っています。地元業者に限定しているのは士別市と名寄市だけです。これはやはり業者数も多いということで、他に求めなくても十分できるだろうということであります。

しかしながら、新築なんかに関していえば、おおよそ旭川方面の業者の方々も士別で新築されてございますので、年間おおよそ半分は助成がなくても士別外に発注されていると、こういう例もあるわけなんです。士別と名寄を除く他の自治体においては、先ほどのお話のとおり、全ての自治体において、金額の助成額は大分差はありますけれども、地元の場合は幾ら、あるいは地元外の業者の場合は幾らということで決められて行っています。これは多分、業者数はその関係もあったりして、そういう取り組みを行っていると思うんですが、士別の

場合は現状スムーズにいてございまして、あえての定住自立圏の中で行うようなこともないのかなと、こういうふうに考えています。

それから、定住自立圏で行ういろいろなビジョンでございますね。これはビジョンを策定して今行っていますが、やはり合併が一応終了して、政策的にそれぞれ連携できるものはしっかり政策で連携していこうと。私はいつも申し上げているんでありますが、定住自立圏ですから、この地域の中で住み続けられる地域をつくらなければならないと。であるので、私たち地域の充実なくして定住自立圏構想はあり得ないと、こういうことでいつも申し上げているんでありますが、そういった意味では、今名寄のセンター病院、士別のサブという言い方をしているんでありますが、そういう医療機関をしっかりとこの圏域の中で連携とりましょうといったことだとか、福祉の問題、教育の問題、農業の問題、いろいろな課題がございまして、政策的に共通できるものについては政策で共通しながら、連携とりながらやっているということでもあります。

ですから、今回のこの定住自立圏の中に、この住宅の関係については新築、あるいは改修関係については、それぞれの取り組み若干バランスが違いますので、現行のままいくのが私は正しいのかなという考えであります。

それと、先ほど地元限定の関係についていえば、下川町も地元限定にしているということでもあります。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再々質問です。

今かなり深い答弁いただきまして、ありがとうございました。

この定住自立圏、市長は病院の例も挙げながら、福祉関係のそういう圏域化というものもあるんだというふうにお答えいただいたんですけども、私はどちらかというと、福祉、介護保険だとか国民健康保険だとか、その広域化は賛成しかねる部分はあるんですけども、要は一種の経済圏をつくるという考え方なんだと思うんですね。それは世界に目を向けてみたら、今ブレクジットとかいろいろ言っていますけれども、EUがありますよね。そういうEUだとか、いろいろTPPの問題ありましたけれども、経済的な圏域をつくっている。実は、この定住自立圏というの、その中でお金を回していこうという、経済圏をつくるという発想でもっていけば、私は使える、使えるという言い方がいいですか。使える制度だと思うんですね。

だから、その経済的にこの圏域で反映できるように、お互いに乗り入れましょうという話を壇上でした次第なんで、ぜひ圏域の中である種の経済圏をつくる。そこで、なるべくその外に余り消費だとか、いろいろなものが流出しないようなシステムをつくるという性格づけについても、これは市長は賛同いただけるかどうか一言お願いします。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再々質問にお答えをいたします。

例えば経済圏なんかでいえば、この定住自立圏の中でインバウンドの例えば海外の旅行客を

迎え入れようではないかなども含めて、いろいろな連携とっています。例えば今、台湾との連携をとりましても、士別を圏域として和寒、剣淵、幌加内、名寄を圏域として例えば美深だとか下川、そして美深を圏域として中川、それから音威子府、こういう3つのパターンでできて、それを合同化してやろうじゃないかと、いろいろな連携ございますのでね。そういったことは、まず1つやっているということですね。幅広い分野にわたって、この定住自立圏ですね。

もう一つは、将来に向けて、やっぱりおっしゃるとおりだと私も思います。ですから、例えばこれから下川町が発注する公共工事、あるいは士別市が発注する公共工事、名寄市が発注する公共工事、圏域の中の業者の皆さん方に地域限定して入札やってもらったらいかがなものになるのかと。競争率も高まりますし、いろいろなお互いの取り組みもできますから、だから、そういったことも今後においては出てくる可能性もありますし、私もそういうような発想は持っているんです。

ただし、今回の住宅改修についていえば、それぞれの地元の例えば塗装業の皆さん方もいろいろな仕事発注の中で、仕事の価値的には少ないかもしれないけれども、いろいろな形でやっていただいているから、士別については多くのそれぞれ事業所の皆さん方いらっしゃるの、ちょっとこの定住自立圏には合わないのではないかとということで再質問に答弁申し上げますので、総合的な経済的な効果という考え方に立てば、全体の中でいろいろこれからやっていくべきものは必要であろうと、そのように考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ国忠議員の一般質問が続いておりますけれども、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 5 4 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 2つ目のテーマとして、本市市内で行われる夏場のイベント類の整理について質問いたします。

今年は士別神社例大祭が週末に当たったことと1年置きのビートまつりの開催年に当たり、また4年ぶり開催のプロ野球イースタンリーグ公式戦、これは結果的に雨天中止になりました。そして9月には結局は無投票ではありましたが市長選挙と、例年にも増して全市的なイベントがめじろ押しであって、5月から9月の週末には毎回何らかのイベントが組まれていました。その中では小・中学校の運動会も含めて雨天にたたられたイベントも多かったため結果的に日程が非常にきつくなり、また年々少なくなる現役世代、つまり30歳代から50歳代ぐらいの各実

行委員会スタッフにも負担が集中し、人によっては夏場全く休養がとれないんだと嘆きの声も聞かれました。そこで何点かお尋ねします。

本市としては多種多様なイベントに主催者、共催者、事務局などとしてかかわっているところと思われますが、まず以前、土別商工会議所からの要望として夏場のイベントの整理が何カ年かにわたって出されていたときは、どのように市として返答してきたのでしょうか。

次に、今定例会向けの行政報告を見ますとビートまつりや産業フェアでの集客数が書かれています。このデータは市内から何人、市外から何人、道外から何人というふうなデータがとれているのでしょうか。

なぜ、そんなことを伺うのかというと、つまり各イベントごとに地元市民向けのイベントなのか、道内、道外、海外から広く観光客を誘客したいイベントなのか、性格づけと対象者が明確になっているか否かを聞きたいからです。そこが明確になっていないと、同工異曲のようなイベントも出てくるのではないのでしょうか。

また、産業フェアは家族連れの来場も多いと書いてありますが、子供向けの遊具や子供が休憩するスペースが私が見たところでは事実上ないなど、行き届いていないと思われる面もあります。しかし、一方でイベントのない週末は、家族連れなどの購買力が旭川市の大型店など市外に向かう、そういったデメリットがあります。

私はふだん保育園長をしておりますが、毎週月曜日に子供たちの週末の行動についての発表を聞く機会があります。それによると、市内で何のイベントもなかった週は、旭川市の大型店舗に家族で出かけたとの話がほとんどです。ですから、何とかファミリー層が恒常的に土別市内での購買を進める方策を考えていきたいものですが、その方策は結局、毎週末に何らかのイベントを組む以外にあるのだろうかと途方に暮れてしまうのです。この点、市としての考えを伺うものです。

そこで、この夏季イベントの整理についてよく考えてみると、ヒントは冬にあるといえるのかもしれませんが。冬のイベントは端的に言って大イベントとしての雪まつりと、その他小イベントに分けられます。夏季も冬季に倣って観光客を呼べるような大イベント1つと、そのほか小規模な市民向けイベントに集約する方向に持っていけないものでしょうか、お考えを聞く次第です。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、夏季イベントの日程についてであります。本年度も市内各地で多くのイベントが開催されました。屋外でのイベントがほとんどであり、雨天、台風等の悪天候により中止を余儀なくされたものもありましたが、それぞれ趣向を凝らし、魅力的なイベントとして多くの市民や市外からの来訪者に喜んでいただけたものと考えており、そこに携わる全てのスタッフ、関係者の皆様の御尽力に敬意を表するものであります。

国忠議員お話のように、イベントに携わるスタッフは1つのイベントだけではなく複数のイ

イベントにかかわっている人が多数いることから、人によっては数週間連続となる場合もあります。1つの解決策として、あるイベントの主催団体においては、少しでも新たな方たちにスタッフ経験をしてもらおうと、日ごろから声かけなどを行っている実行委員会などもあるとお聞きしており、人材育成の面からも非常に重要なことであるとも考えております。

次に、商工会議所からの要望に対する返答についてであります。平成25年度に出されており、要望内容は既存イベントの統合について経済波及効果をもたらすよう戦略的に協議する場を検討されたいという内容であり、市といたしましては、イベントの主催は市や各実行委員会等であり、市内で開催されるイベントの総数が多くなっており、また開催時期も重複する場合があるため日程調整を含めた協議の場は必要であり、情報の共有は欠かせない。それぞれのイベントを合同開催することで、より効果的なPR、効率的な集客など相乗効果が発揮されることにより経済効果も期待できる場合もあるため合同開催については検討する。また、協議の場の持ち方については、商工会議所や観光協会が各イベントに実行委員や事務局の立場で参加、参画されているので、その段階で御意見や御提言をいただきたいと回答しております。

また、平成27年には観光協会から各種イベントの見直しの検討を含む新たな観光振興の推進に向けた戦略的な検討委員会の設置要望があり、平成28年度から士別市観光推進検討委員会を設置しているところであります。その後の状況につきましては、それまで岩尾内湖水まつりと士別天塩川まつりが別々の実行委員会体制で実施してきましたが、天塩川をテーマとする士別天塩川源流まつり実行委員会として統合し、あわせて日程の見直しを図ってまいりました。また、平成26年度から開催していますぎわい市場につきましては、相乗効果の観点から、まるかじりフェアと合同開催したところであります。

次に、イベントにおける来場者数の地域ごとのデータについてであります。来場者全体数での区分データはとれていませんが、産業フェアにおきましては昨年度から来場者アンケートを実施しております。本年度のアンケート結果では、来場者の内訳として市内が76%、市外から24%であり、市外からの内訳は近隣地域が53%、道内が36%、道外が11%でありました。今後の観光戦略を立てる上でもマーケティング調査は重要であることから、来場者の地域別調査についてイベント主催者と協議してまいります。

また、市民向けイベントと市外からの誘客イベントの区別であります。主催団体においては、特にPRの周知範囲などの決定はするものの明確な区分をしていないと考えております。もともとは市民向けであったものが、イベント自体の魅力や参加者の口コミなどにより市外から多くの来訪者が訪れるイベントとなった例もあると存じております。人気お笑い芸人が出演した復活！朝日商店街や今年で3回目の開催となった地域創生モーターショー in 侍・士別などでは市外から多くの参加者、来場者があり、イベントの成功とともに地域経済にとっても非常に有意義なことであると考えます。

また、国忠議員から例として出されました士別市産業フェアの子供向けスペースについてであります。本年はヨーヨーすくい、コースターづくり、ものづくり教室、餅つき体験、搾乳

体験などがあり、会場スペースの関係もありますが今後も魅力あるイベントとなるよう関係団体と協議してまいります。

次に、市内で購入を進める方法であります。例えばにぎわい市場では得得まつりとのコラボイベントとして、にぎわい市場開催までの期間に地元商店街を対象としたお買い物スタンプラリーを実施し、にぎわい市場で抽選会を行うことで地元商店街での購買につながるなど商店街とのコラボイベントは効果的な手段と考えているところです。

また、日常的な取り組みとしましては、サフォークスタンプ協同組合では消費者のサービス向上と地元商店街等の販売促進を目的にサフォークスタンプ事業を実施しているところであり、加盟店ではスタンプの2倍や5倍セールを実施し、地元商店街への購買意欲を高めております。

また、5丁目中心街商店会が毎月5日に5の市を開催し、商店街の活性化につなげております。

次に、夏季イベントを1つの大イベントとその他小規模市民向けイベントに集約する方向に持っていけないかについてであります。まず、現在、夏、冬問わずに市民向けのイベントなのか、広く観光客を誘引したいイベントなのかについては、それぞれのイベント主催者の判断であると考えております。そのことを踏まえつつ、今後、より効果的なPRを行い、来場者に対し、これまで以上に魅力あるイベントを目指すためには集約ということも1つの方法であると考えております。まずはさまざまなイベントの開催状況の把握やコンセプト、来場者形態などの分析も必要で、それを各主催団体へフィードバックすることで議論のきっかけとしていきたいと考えております。その上でイベントを主催する各団体、実行委員会が一堂に会し、今後の観光イベントをより魅力的で効果的なイベントにするための検討、協議をする場を観光協会と商工会議所、商工会と連携する中で進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問します。

ちょっと細かい再質問なんですけれども、今、部長のほうから、産業フェアについて市内、市外というふうなアンケートにどこから来たかという記入項目があって、それに対する答えで、市内からの来場者が76%で市外からが24%。その24%を100とした場合に、道外から11%というふうなお話が今ありました。私のほうで計算してみたら、24%のうちの11%なんで、もともとの割合から見たら2.6%ですね、道外から。午前中に市長からインバンドという話、外国から要はお客さん呼ぶというのを上川北部圏域で考えているというお話もあったので、その関連で聞きますけれども、道外について、遠隔地について、産業フェアの告知というのはどんなふうに行っているのかというのをまずお聞きします。

その告知の効果があって、この2.6%の方は道外から来たのか、それとも、言っただけなんですけれども、ついでと言ったらあれなんですけれども、道北地域に来た、その足でちょっと士別の産業フェア寄ってみようかみたいな感じなのか、要は主目的として産業フェアに来たのかどうか

というのをちょっとお聞きしたいんですが、いかがですか。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

このアンケートの関係ですけれども、去年からアンケートを実施しておりますが、総体的なサンプル数については、おおむね100件の方々にいただいているというような状況でのサンプル数になっておりますので、それを逆算して推計をした中での数字ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それで道外のPRの周知の方法ですが、道外に関しましては、やはりインターネット、SNS等々のそういったようなものの周知というのが主であります。それ以外については、なかなか周知方法とはしては私たちも考えていない。このイベントの趣旨をいたしましては、やはり地元のラブ士別・パイ士別運動の中の地産地消、または地元のもの体験だとか食だとか、そういったものを地元の方々にというような趣旨が主なものですから、できる限りそういう地元の方々に理解をしていただくという、参加をしていただくというのが趣旨なものですから、なかなかそういったところまでPRが行き届いていないのかなというふうに考えておりますが、今後については、そういったところにも積極的にPRをしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） ありがとうございます。

何で私が今言ったことを聞いたかということ、この産業フェアと前後して道北で食のイベントがありますよね。幌加内町のそば祭り、万単位の人を集めている。3万とか5万とか言われますよね。最近、近年では下川町でうどん祭りだとかいうふうに、食のイベントはちょっと人を集めやすいという話がありますね。

士別でも前、カレーサミットをやったら、かなりの人が集まっていたけれども、そういう大規模な食のイベントがある中で、別に今部長がPRについてはちょっとという話があったけれども、私は市民が楽しむというコンセプトはいいと思うんですよ。ただ、やっぱり何か逃しているというか、5万人、3万人が隣町まで入ってくるけれども、この士別の産業フェアについては道外からは2.6%ぐらいというところがちょっともったいないなという意識があるんですね。

したがって、広域で考えたら、この8月下旬から9月上旬は非常に食のイベントが多いもので、そういうところにうまく合わせていくというか、この地区回遊していただきたいな方策を考えるのは極めて有効なんじゃないかと思うんですけれども、認識をお伺いします。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今お話のとおり食のイベントに関しましては、この地域のみならず、札幌、旭川圏でも相当

数いろいろなイベントが開催されていると思います。今議員お話のとおり、そういうような近隣市町村とのコラボということも、まず必要なのかなというふうには考えますが、ただ、先ほども申し上げましたとおり、食というコンセプトを求めて、それをやっていくのがいいのか、または、その時期には私ども今やっております産業フェアというフェアでございますけれども、そういうものとどういうふうにリンクさせるのか、そういったようなこともありますので、今後地域のイベントなんかも含めて少し研究したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマに入る前に、先ほど市長選挙をイベントの中に入れていましたが、市長選挙が告示と投開票で日曜日を2回使うという意味で日程がタイトに、今年は特に日程がきつくなったという意味でお話ししましたので御了承ください。

3番目のテーマに入ります。学校教職員の過重勤務解消の道はと題して取り上げるものであります。

今全国多くの学校教職員の長時間勤務と部活動指導の過重勤務が話題になり、文部科学省の調査でも小学校教員の33.5%、3人に1人ですね。それと中学校教員の57.6%、半分以上が過労死レベルだとされています。本市を見ると、中学校などでは21時、22時になっても消灯されていないところを見ると、どうも何人かの先生は残業しているようです。この点、本市での実態調査はされているのでしょうか。

次に、タイムカードの問題です。

官庁や公務員の習性として出勤簿はあるのですが、私のような民間人にとっては当たり前のタイムカードの使用がほとんど見られません。疑問なのは、出勤簿で勤怠を正確に把握できているといえるのかどうかです。この文部科学省の調査では過労死レベルといいます。客観的な勤怠のデータがなければ信用できないし、自己申告で勤務時間を把握するなどというのは、システムとして民間の中小零細企業よりすらも非常におくれたものだと思います。本市での勤怠管理はどのようになっているのかお示してください。

さて、次に道教委の問題に入ります。

北海道教育委員会は、ごく数年前まで学校の夏休み期間、冬休み期間などの勤怠管理がいいかげんだと全道挙げて大規模な調査をし、学校玄関の機械警備解除時刻などを鳴り物入りで調べていました。北海道教育委員会も安価なタイムカード導入を推進せずにいるのは不作為の怠慢として私は大問題だと思いますし、どうしてこんなにコストをかけて勤怠の件でわざわざ会計検査院の調査まで入れなければならなかったのか。そして、今一転して、取ってつけたように過重勤務の実態がどうのこうのと言い始めています。過重勤務の解消について、道教委から本市の学校現場に実際はどのような方針が出されているのかを知りたいと思います。

さて、この過重勤務問題は要因はいろいろあると思いますが、私に言わせれば、教師がよくも悪くもサラリーマン化する中で出てきた問題だと考えています。子供一人一人を国家の求め

る人材として育てる国家の教育権思想が強まる中で、いわば上意下達の教育が行われるようになり、自分で考えて指導するのでなく、物の言えなくなった教師が学力向上、生活指導、部活動の全てのノルマに追われる構図として捉えることができると思います。

戦後、日本の学校教育が戦前の教育を改めて再出発した中で、国民教育論とか国家の教育権という論争がありました。あるいは教職員の労働組合運動の中では教師聖職論といって、教師は単純な労働者ではなく聖職である、聖なる職業であるという論理、あるいはその反対に機械的に労働者なんだといった論争が組合の中でも行われていました。そこに国家権力が介入して結論が導かれるということではなくて、私たちの国や地方のこういった議会初め、地域住民による議論でこういった論争が正常に着地していれば教職員の立場について極端にサラリーマン化せず、また、以前よく見られたように教員個々によって教育の姿勢が極端に違うといったこともなく、もっと穏やかな結論が得られたのではないのでしょうか。

今後、学校という場所が一種のブラック職場にならないためにも、教師集団の望ましいあり方についてお考えを聞きたいものであります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教職員の過重勤務解消に関してお答えいたします。

まず、学校教職員の長時間勤務と部活動指導について、本市では独自の実態調査を行ってはおりませんが、北海道教育委員会の指示による各種調査により勤務条件や勤務実態等について調査し、実態を確認しているところです。

次に、本市における教職員の勤務の実態につきましては、タイムカードによる勤務時間の把握は行っておりません。しかし、学校では基本的に管理職が学校の開錠、施錠を行っていることから目視により出勤や退勤を確認しており、時間の記録はしていないものの出勤簿押印による確認のほか、一部の学校では独自の様式を作成し、教職員が個々に出勤や退勤の時間を記載し、管理職が定期的に確認しております。

北海道教育委員会から出されている過重勤務解消についての方針につきましては、これまでもさまざまな機会を通して時間外勤務等の縮減に関する通知がされておりますが、今年度の時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みに関する通知には学校や教育委員会が行う取り組みについて示されており、部活動指導の見直しに係る申し合わせの徹底に関することや修学旅行の引率や家庭訪問等の業務を行う特定の4週間において勤務時間を弾力的に扱うことができる変形労働時間制や週休日の振りかえなど改正した制度の周知と有効活用、また管理職員による業務管理や業務改善の一層の充実に関すること、定時退勤日や時間外勤務等縮減強調週間の実施など一層推進することが上げられています。

そのほか、中央教育審議会、初等中等教育分科会、学校における働き方改革特別部会から示された学校における働き方改革に係る緊急提言を受け、本年9月には北海道教育委員会から本提言を踏まえた取り組みを検討していく旨の連絡があったところです。本市におきましても、長時間の時間外勤務を行うことによって引き起こされる健康に与える影響を考慮し、職業生活

と家庭生活の調和を図り、教職員の心身の健康が維持されるよう北海道教育委員会からの通知を参考にしながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

道内市町村には、教職員が休暇を取得しやすい環境をつくる一環として、子供たちの長期休業期間に学校の休業日を設ける動きも見られます。本市においても、年末年始やお盆といった時期に学校の休業日を設けることを検討していく考えです。

士別で育ち、学ぶことに誇りを持ち、みずからの意思を持って人に優しく、自分を大切に、夢の実現に向かって進む豊かな人格を養うことを目指した教育を進めるために、教職員は日々さまざまな取り組みを行いながら子供たちに向き合っています。そうした日常の取り組みのほか、いじめや不登校といった問題への対応、新学習指導要領の改訂に向けた準備なども加わり、教職員の業務が増大する状況にあります。しかしながら、子供たちは学校で教職員の姿を見て育ちます。先生が心身ともに健康であることはもとより、情熱を持って子供たちに向き合い、先生同士で切磋琢磨し、よりよい教育のあり方について語り合いながら日々の業務に当たることができるよう今後も教育委員会がその環境づくりの後押しをしてまいります。

教員のサラリーマン化ということも言われておりますが、本市のほとんどの教員におきましては、あくまで全ては子供たちのための精神のもと、高いモチベーションを持ちながら子供たちに接しているのが状況でございます。そういう先生たちに、明年度から道徳の教科化や、あるいは小学校においては外国語教育の低年齢化、そして学習要領の改定に伴う授業時間の増大等、働き方改革とは全く逆の教育の改革が進められています。そんな中でも先生方がしっかりと子供たちの見本となるような、いつもはつらつと目を輝かせて生きている姿を子供たちに見せられるよう教育委員会としてしっかり先生方の働き方について精査をしてまいりたいというふうに思っております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） ありがとうございます。

再質問いたします。

今最後のほうで、教育長、働き方改革と逆行する動きということをお話しされました。やっぱりそこに見えてくるのは、もう上からおりてきた方針だから、やらざるを得ないと、国が決めたことだから。それは全然、私もむしろなんていうふうには思いませんけれども、何か今、その働き方も含めて学校の教職員の日々の行動が自主的に決められないというか、教師、あるいは子供たち、地域住民というところで、本来は先生たちの日々の教育の仕方について、もっと下からの動きとして決めていきたいというふうに私も思うし、もし教育長もそれに同意していただけるのであれば、そこら辺もうちょっと、この地域住民のほうから学校の先生というのはこうあるべきだという論議が出てきてもいいんだということに言及していただきたいなと思っているんですが、いかがですか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

国忠議員のおっしゃるとおり、学校の中において、かつてのように先生方が北海道であればだるまストーブを囲みながら、そこで何かつまみを焼きながら、あるいはお茶を飲みながら、先輩の先生からいろいろ話を聞くだというような環境にはございません。そして、教員の年齢構成が、とにかく上川管内でいえば旭川地域以外については極めて若い先生が多いような状況で、先輩からいろいろなものを聞いていくというような、それできざまなことが伝達されるというような状況にはないということで、若い先生方が相互にお互い暗中模索のような状態の中で、学校現場できざまな取り組みを行っているというようなことでございます。

更に、教職員の過重労働の解消については、文部科学省からも教員の大幅増員について毎回予算要求がされておりますが、財務省側は生徒数が極端にこんなに減少していくのに、なぜ教員が増えなければならないということで全て押し戻されてきている状況にございます。そういったことからしても、部活動の問題も含めて学校の教員の充足状況は決して満足のいくものではございませんので、一人一人に過重が行くというようなことでございます。

それとあわせて、明年度から士別市内におきましては、地域で学校を支えるという観点でコミュニティ・スクールを導入いたします。中央市街地区は31年度からの導入ですが、それ以外の周辺地区については今年の4月からの導入です。コミュニティ・スクールは、国のサイドからすれば、さまざまな学校の部分で地域が学校のお手伝いをするというふうな、その部分で国費の削減だとかといったことを基本に据えてスタートしたものでございますが、本市のコミュニティ・スクールについては、地域が学校の先生方と一緒にあって、更にもっと子供たちがただ単に学力一辺倒ではなくて全体的に地域で学校を支えていくというのか、地域の学校として、これまでもそういう活動はなされているんですけども、それを更に進める中で先生方の負担の軽減を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） まとめですけれども、安川教育長も今回10月で退任されるということで、一言言わせてください。実は議員の中でも、きのう議会運営委員会があって、意見書の中で学校の先生の負担を軽減しようという意見書があって論議になったんですけども、部活の外部指導者を入れようという国の方針、今あるんですけども、士別の地域で、もうそういうふうの下からそういう話が上がってないじゃないかと、市民からということで、その意見書自体は不採択になる予定なんですけれども、私は、その論議を聞いていて、議員の中でも、やっぱりこういうことは上から押しつけられることじゃなくて下から決めていくことだと。非常に大事な議論だと思ったんですよ。

私は逆に、部活を外部指導者をどんどん入れたら、今度学校の先生と外部指導者との会議が必要になって更に先生忙しくなるんじゃないかみたいな懸念を持っていたんですけども、いろいろな物事を教育に関しては本当に下から、住民、あるいは学校教職員、子供たちというと

ころで、保護者もそうですけれども、そういったところで権力が介入するんじゃなくて、下から決めていきたいということを本当最後に、教育長の言葉としてそのように思われるかどうか一言お伺いします。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再々質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはり本当に教育は、その地域がしっかりと支える形でやっていくということが望まれるというふうに思っております。部活動指導員という発想についても、文部科学省はあくまでも教員の増員という要求に対して、そうではなくて、部活動の指導員という形で報酬を払った形での指導員を配置することで、何とかさまざまな地域での部活動をそのまま維持しようというふうな部分での話ではあります。

ただ、今の段階で本当に部活動の部分も地方の中小都市においては、もう本当に末期的な状態で、ほとんど子供たちの指導に当たれないというふうな状況も想定されますことから、一方で部活動指導員についての国の提示にはさまざま疑義はあるものの、その方向である程度部活動の改善はしていかなければならないというのが地方の実情であるというふうに思っています。

それらの部分、もっとそれぞれの地域で、それぞれの地域での発想に基づいて、さまざまな教育活動を展開できる、あるいは部活動に対しての支援だとかができるような、しっかりとした国なり道なりの財源の措置が望まれるというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成29年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、適正な住宅環境、住宅の住まい方等の整備に向けてというテーマのもと、お聞きしていきたいと思います。

これは少子高齢化により人口減少がますます進む中、それに伴って将来増え続けていく空き家の問題も、この整備、分析のいかんによって密接に関係してくると思うことから今回取り上げるものであります。

ここでいう適正な住宅環境とは、本市の世帯数が平成27年国勢調査では8,650世帯、平成27年9月末住民基本台帳では9,706世帯となっておりますが、その世帯数に対して実際存在している総住宅戸数が果たして本市では何戸あるのかという単純な疑問であります。そして、その数を把握することが将来のまちづくりを考えていく中で、また空き家問題や市営住宅の将来のあり方等を整備していくための重要な指標となると思うことから、これを提起するものであります。

平成28年第2回定例会の井上議員の質問で、当時、空き家件数は277戸との答弁がありましたが、単純に世帯数にこの空き家数を加えた戸数が本市の総住宅戸数にはならないはずで、実際には、それを超えたかなりの数の住宅戸数が存在しているものと想像しています。大都市部

で調査するのとは違い、本市の規模の中では空き家調査の延長上の調査という捉え方で総戸数の把握はできるものと思いますがどうでしょうか。

次に、住宅の住まい方とは、土別の全世帯が持ち家、公営住宅、民間借家等、どのような状況で居住しているかを示すもので、直近の国勢調査の数字では、持ち家世帯が67.7%、公営住宅12.9%、民間借家12.3%という比率であります。これは全道平均から比べてみると、本市は持ち家、公営住宅比率が高く、民間借家は全道平均より5割以下の数値を示しています。新築住宅の助成制度もあり市営住宅も充実してきた経緯より、この数字となっていることと思いますが、これも実際の総戸数を把握することでいろいろな計画を立てられるのではないのでしょうか。

そこで、まず土別市公営住宅等長寿命化計画についてお聞きします。私は、平成27年第2回定例会でもこの計画について質問いたしました。主に本市の市営住宅の適正な管理戸数についてお伺いしたところです。この計画は、公営住宅法や公営住宅等整備基準等の国・道の基準にのっとり整備するところで、法制度の変更の場合の対応や社会情勢、本市の情勢の変化に合わせた見直しが必要であることから計画内容はおおむね5年ごとに見直すとしており、平成23年3月に作成された本計画をもとに28年版として計画され、計画期間は平成29年度から平成38年度までの前半10年を計画期間とし、平成39年度から平成53年度までの後半15年を構想期間としています。

そこで、まず本計画の将来の公営住宅等のストック量の設定数値についてお伺いいたします。計画では、本市の地区別での公営住宅の現況等を把握し、入居者の年齢、収入状況等も考慮し、将来の人口推計を見ながら平成28年現在の管理戸数1,078戸を計画期間終了の53年までに810戸にするという計画になっておりますが、まずは、この設定数値に至った考え方についてお知らせいただきたいと思っております。上位計画の新士別市総合計画、公共施設マネジメント計画に連動した計画になっていると思っておりますが、いま一度考えを確認したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そこで、この計画では公営住宅の建てかえ工事は平成29年度で一旦終了し、平成40年度まで新規建てかえがなく、用途廃止の取り壊し、除却のみとなっております。合併の経過により集落が点在したことに加え、現存する市営住宅の4分の1以上が耐用年数を全経過していることより、しばらくは管理戸数を減少させていく計画になっているものと思っておりますが、まずはこれらの取り壊し、除却費用の財源等はきちんと確保できるのかどうか、そして何よりも取り壊し住宅に現在住んでいる入居者の方はどのような手順で移転の手続となるのか、諸費用等も発生してくると思っておりますが補償されるのかどうか、一連の流れ等をお知らせいただきたいと思っております。

加えて、この計画では一般空き家、政策空き家の数を初めから除いて、実際の現在入居している数をもとに将来のストック量を設定していますが、この政策空き家等の定義とはどんなものなのか、建てかえや災害などの際の一時的な確保場所等と理解していましたが、それがいつ

も必ずなければならないものか、この際お知らせいただきたいと思います。

次に、新たな住宅セーフティネット制度についてお聞きいたします。

これは住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が本年4月に成立し、その改正法に基づくものであります。この背景とその必要性は、住宅確保が困難な低所得者や高齢者、子育て世帯、障害者などが今後総人口が減少する中で公営住宅の大幅増が見込めない中、民間の空き家、空き室は増加傾向にあることから、空き家等を活用し住宅セーフティネット機能を強化しようというものであります。

公布後6カ月以内の施行にて、この10月から制度開始ということで、これから中身が充実してくると思いますが、まずは現時点でわかっている概要等についてお示しいただき、この制度は民間力が主体になると思われませんが、本市の今後の取り組み方などもお聞きしたいと思います。

最後に、市長は本定例会の所信表明の新たな時代に向けての取り組みについて、私のマニフェストはもとより、総合計画を着実に推進、実行していく上で不可欠な財政基盤の強化に向けてコスト意識に立った事業展開や公共施設マネジメントの着実な推進に努めるとともに、よりよい市民サービスの提供に向けて、民間活力の導入や民間力との連携、機能的な組織機構など新たな視点での行財政改革を推進すると述べられておりました。今まで述べました土別市公営住宅等長寿命化計画、新たな住宅セーフティネット制度は、まさしく民間活力が密接にかかわってくると思いますが、以上までの事柄について本市の御所見を伺い、私の最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、土別市公営住宅等長寿命化計画についてです。

このたびの計画見直しの大きな要点の一つに公営住宅管理戸数の適正化があります。平成23年に策定した計画においては、老朽化した住宅を解体後、建てかえ住戸数の調整により1,181戸から1,026戸へと減少する計画としていました。しかしながら、近年の人口減少により空き室が増加しており、平成24年度の公募倍率3.6倍に対し、28年度では1.0倍まで低下していることに加えて、複数回の公募においても申し込みがなかった東山団地など12戸については、随時入居可能な空き住戸として管理しています。このような状況から今後の人口推移など慎重に検討した結果、計画策定時の管理戸数1,078戸を今後25年間で268戸減の810戸とするよう見直しを図りました。

計画における将来のストック量の設定基準については、平成28年に改定された国土交通省住宅局による策定指針に基づき、国勢調査及び住宅土地統計調査を用いた将来の世帯数の推計を参考に建物の耐用年数や入居率、入居者の年齢や収入状況、団地の立地条件など総合的に検討した上でストック量を決定しています。

計画策定に当たっては、政策担当職員による庁内策定委員会に加えて北海道の担当者にもア

ドバイザーとして参加いただく中、公共施設マネジメント計画との整合性も視野に検討を行いました。

次に、団地取り壊しに伴う入居者移転の流れについてです。

耐用年数の経過に伴い取り壊しを予定している団地は1年以上前から説明会を開催し、入居されている方に御理解と御協力をお願いしています。また、移転先を選択していただく際には、世帯構成、就学児童の学校区に応じて部屋の広さや地域を複数用意するなど安心して移転していただけるよう努めています。

なお、移転に係る引っ越し経費や電話機移設費、就業不能補償費などの費用については公営住宅法の定めによる移転費用をお支払いしており、その費用のうち国の交付金が50%交付されます。また、耐用年数を越えた住棟の解体費用についても同様に50%が交付される制度となっています。

次に、政策空き家の定義についてであります。

公営住宅の政策空き家は、災害などで被災された方への緊急避難用住宅のほか、解体や建てかえ事業に伴う移転先の住戸として確保しています。本市の公営住宅空き家住戸については本年9月末時点で99戸となっており、その内訳は、災害時などの緊急避難住戸や取り壊しに伴う移転用の政策空き家として52戸、退去後に修繕予定としているものや今後募集予定の住戸が35戸、公募しても応募がなく、随時募集している住戸が12戸となっています。

先ほど申し上げたとおり、団地集約に伴う解体の際には複数の移転先を確保する必要があることから一定数の空き家を確保しています。今後においても予定している解体計画や緊急時の避難用住宅としての適正な政策空き家戸数の管理に努めてまいります。

最後に、住宅セーフティネット制度についてです。

本年4月26日に低所得者や高齢者、子育て世帯などのうち住宅確保が困難な世帯に対する制度として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。改正に至った背景としては、都市部における公営住宅の抽せん倍率が依然として10倍を超えるなど狭き門となっており、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の不足は深刻な状況にあります。このような問題を解消することを目的に、民間の空き家や空き室を住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅に利用する制度として今回法改正が行われました。

制度の概要としては、個人及び民間の事業者が所有する空き家や共同住宅の空き室を住宅確保要配慮者向け賃貸住宅として都道府県等に登録した場合、住戸の耐震改修やバリアフリー改修などに補助が受けられるとともに、入居する低所得者に対しての家賃助成や入居支援などについても制度化されることとなっています。

このたびの法改正に伴う対応として、北海道においては北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の策定を検討しており、また北海道居住支援協議会では、法改正に合わせた組織機構の見直しも検討されているところです。本制度は空き家対策としても極めて有効な政策となるため、今後は住宅セーフティネット制度における北海道及び北海道居住支援協議会の動向に

注視するとともに、制度の活用方法について検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 再質問させていただきます。

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、前半部分の質問、本市の世帯数、ほぼ住民基本台帳では直近で9,706世帯あるうち、実際建っている家は何戸あるんですかという問い、それについてちょっと答えられてないんじゃないかなと思って、実際、自分はこの約1万世帯のうち、もう住宅が1万1,000、2,000、それぐらいあるんじゃないかなというふうに想像しています。その中でその実態を把握することによって、空き家対策、また今回の公営住宅のストック量を設定する上でも参考になる数字じゃないかなということでそういう質問をした形になるんですけども、それは実際忙しくてやっていられないという形になるのでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 再質問にお答えをいたします。

質問書の内容を精査して検討したんですけども、質問の内容としてされていたのか、前文としてされていたのかというところが読み取れませんでしたので、あえて答弁には記さなかったところであります。

そこで、谷議員お話の全市の住宅戸数を調査するといったことについては、非常に困難な部分も確かにございます。というのは、空き家としてみなしていいものなのか、長期的に使用していない、また一時的に使用していないものなのかといったものの判断基準に戸惑う部分もあります。と申しますのは、地域担当職員制度を活用しまして空き家実態の調査に回りました。そして、多数の空き家が各地域から出てきまして、今後の活用方法についてお電話や訪問なりで確認をしたところ、冗談ではないと、空き家というふうに見られて非常に残念だと、これは使用をしている、または今一時的に使用を取りやめているけれどもといったことが各地域の担当職員と市民の皆さんとの間でやりとりが複数ございました。

そこで私どもは、例えば9月末現在で調べた結果では、水道の開栓状況、それから地下水を使用されている世帯といったものを調べますと9,478戸という数字にたどり着きました。これは住民基本台帳上の世帯数9,487世帯と大差はないということではありますけれども、この背景というか、これはたまたま近い数字になったんですけども、世帯数と住戸数というのは、あくまでも一致はしないというふうに捉えております。1つには、1世帯の中であっても全く生活の収入が違うといった中で世帯分離をされているケースが相当数ございます。ですから、単純に住戸が空き家も含めて住戸数を建っている建物数を数えるとなると、また地域担当職員制度を活用したりして確認をするすべはないとは申し上げないところではありますけれども、決して正確な数字はつかめないものかなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 質問でもありましたけれども、札幌や旭川でこれをやれというとな非常に無理があると思うんですけども、質問の中で書いたのは、空き家を調べる延長上で調べられるんでないかという発想のもと聞いたんですよ。

なぜそれをこだわるかという、平成の間までは非常に市営住宅もかなり競争率、倍率が高くてなかなか入れませんでしたよというような状況の中で済んだんですけども、そういうような状況から、平成に入って民間事業者、また民間の部分が非常に建設ラッシュというか、それで強くなってきていると思うんですよ。

現状で見ると、もう民間の借家、アパート、マンションもかなりあいてきている状況だというふうに想像するところで、一応これを把握することによって、例えば公営住宅でもストックする、国交省による策定方針によって七百数十万かけて調査をしているかと思うんですけども、それを把握することによって、公営住宅のストック数も将来22.9%減少するか、それに応じて減らしていきますよという計画になっているかと思うんですけども、仮にそれをうまく机上で計算したとしても、実態としてあるものが、もうそれ以上はダブついている状況の中で、幾らかかなり詳しいデータ、状況の中で上辺でやってみても、そぐわないものになっていくんじゃないかなというふうに思います。

それを調べることによって本当に実態が見えてきて、本当に多いんだな、市営住宅も多いんじゃないだろうかと。ここ11年ぐらい新築の市営住宅の予定はないわけですよ。市民、またその他によって、なぜ建てないんだというような状況があった場合に、こういう資料から基づいているんだという、そういう裏づけにもできると思うんですけども、それで、この公営住宅等長寿命化計画、この中身を見ましたら、住宅の住まい方という、要するに一般市民の世帯が持ち家か公営住宅か民間借家かという定義の中で、土別は隣町、名寄に比べても12.9%、これは平成22年のデータしかないんですけども、非常に高い状況になっている。

それをせめて例えば目標として、9,500世帯の2%でも200戸ということになりますので、出だしから多い状況を減らすことを考えても、なかなかうまくマッチングした計画にならないんじゃないかなというふうに僕は想像しているんですけども、そういう意味で一度これはデータ、資料としてとっておくべき、それでかなりのものが見えてくるというふうに思うんですけども、重ね重ねそういうふうに思うんですけども、そういうような状況でもう一度コメントいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 再々質問にお答えをいたします。

本市、昭和、平成と2度にわたる合併のもとに、大きく市内中心部とを合わせて5つの団地を形成しています。そうした中で土別市が特に公営住宅が多いという背景には、こういった合併で団地が5団地に分かれたという背景もあります。そうした中で、全道の市の中で人口割としては全道1位の住宅戸数を誇ってきたところであります。

そこで、この長寿命化計画の見直し策定に当たって私どもが一番削減していく指針とする資料の根本となるのは、全市の住宅の戸数ではなくて、市営住宅の持つ低廉な家賃を困窮者に提供すると。ですから、政令月収が15万8,000円といった政令月収の世帯構成がこれからどのように年齢を重ねていくことに変わっていくか、現在間もなく40%に到達する高齢化率がこれらどこでピークを迎えるのかと、そういったところを中心にしながら、この削減戸数を見出してきました。

そこで、この25年間の計画ではございますが、前半10年を計画期間、残りの15年を構想期間というふうに決めました。これは、こうした指定を所得制限ですとか高齢化の率等々に視点を当てて、まずはスタートするわけでありませうけれども、その後の状況の変化に応じて、また新築、または解体、改修といったような計画に変更することも含めて、この計画を樹立したところであります。

それと、あわせてこの公営住宅事業と大きく今後の計画でかかわってくるのは、当然まちづくり総合計画もその1つでありますけれども、現在策定している立地適正化計画というのが本年と来年で2カ年をかけて策定しようとしています。これはコンパクトで利便性の高い、そういったまちづくりを目指していくというものであります。

やはり公営住宅に入ってもらっしゃる方のいろいろ不便をされている、苦勞されている部分というのは、病院への通院ですとか、商業施設への買い物、これらに非常に困っているといったことが多く聞こえてきます。こうした中であって、どれもこれも解体するのではなくて、例えば近くに病院がある、商業施設がある、立地条件がいい、そういったところについては例えば耐用年数が消化しそうになったときに、また加えて改修をしながら、バリアフリー改修等をしていながら、そういった立地条件のいいところには再利用して住み続けていただきたいというような思いの中で、ですから平成40年までは新築計画は持っておりませんが、この長寿命化計画で予防保全事業を重ねながら、長持ちをさせながら、そしてその時々々の動向を判断して検討していると、判断するといったような考えに基づいて策定をした次第であります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 2点目は、所有者不明の土地の問題についてお聞きいたします。

人口減少社会において国土管理上の課題も質的に転換をしており、空き家、空き地、耕作放棄地など利活用を放棄された不動産が急増しています。中でも、この所有者不明の土地は日本の人と国土の関係性の時代的変化を象徴する問題で、日本の近代化以来の財産権のあり方ともかかわる本質的な課題を提示しています。しかも、この不明土地の問題は現時点では我々にとってなかなか身近に感じるものがなく、気がついたときには既に対応が困難になってしまうという厄介な性格を有していると考えことから、今回はこの問題の本市での総合的な考え方についてお聞きするものであります。

相続などの際に登記が長年行われず、所有者の特定が難しくなっている土地が全国的に広が

っています。法務省は、6月、所有者が不明の土地に関する初の実態調査を全国10カ所で実施したところ、最後の登記から50年以上を経過している土地が都市部で6.6%、地方では26.6%に上ると公表しました。同月には民間の有識者らでつくる所有者不明土地問題研究会も所有者が不明の土地が全国で410万ヘクタールに達するとの推計を発表し、団塊の世代が80歳を超える2030年以降、大量の相続が発生するとして更に問題が深刻になっていくと警鐘を鳴らしています。これは、実に九州の土地面積368万ヘクタールを超えている量であります。

そもそも登記簿上に土地などの所有権を記載する登記は権利であり、義務ではなく任意とされています。この結果、戦前から多くの人は何世代にもわたって相続登記を放棄し、登記簿上では誰が所有者か追跡困難になっています。それでも土地の値段は上がるという土地神話が生きていた時代には土地は貴重な財産として所有者によってしっかり管理され、売買も進み登記も行われてきました。しかし、少子高齢化、地方の過疎化、人口減少という時代に入り、相続した不動産の財産価値が見込めず売買も困難になってきたため、手間とコストのかかる相続登記をされないまま、そのまま放置されることになってきています。そうなれば相続人がネズミ算的に増え所有者の把握も難しくなるばかりであります。今後もこうした傾向は続くものとして何らかの対策が急務となるところです。

そこで、まずお尋ねいたしますが、本市でもこのように所有者不明の土地は存在するのでしょうか。把握している件数等がわかればお知らせいただきたいと思えます。

また、その場合、税額等も当然そこに発生してくると思えますが、地方税法上それがどういう扱いになっているのか、永久的に回収できないのかどうか、詳しくお知らせいただきたいと思えます。

また、所有者が死亡して、その家族に固定資産税の納付書を送っているケースがあると思えますが、それは税法上問題がないのかどうか。相続を放棄された場合のケースはどうなるのか。加えて、相続人はわかっているが所在不明の場合はどうのような手続になるのか、この際詳しくお知らせいただきたいと思えます。

ところで、所有者不明の土地は見た目ではなかなか判断がつかない場合が多く、そのため公共事業や土地境界の確認の際に初めて表面化し、整備事業がおくれるなどして深刻な問題になるケースが多いようであります。東日本大震災の高台移転事業でも土地の相続人と連絡がとれないケースが相次ぎ、被災地の復興の妨げになったことは記憶に新しいところです。

それぞれの土地は基本的には個人の持ち物であります。しかし、土地は公共性の高い財産でもあり、所有者が不明になってしまった場合、その社会的な損失は非常に大きいものがあります。本市でも実際にどのような影響が考えられるか具体的にお知らせいただきたいと思えます。

個人の財産権を尊重しつつ所有者不明の土地の有効利用の道を開く制度の構築に大いに期待したいところではありますが、政府のこれに対する現在の取り組みの対応策、検討策等があれば参考までにお知らせいただきたいと思えます。

最後に、所有者不明の土地を増やさないためには、本市ではどのような対応策をとっておら

れるのか。1つには、相続届を受け付けた際、相続登記を促す取り組みや丁寧な窓口対応が当然鍵となると思われますが、現在までの取り組み策や改善策等をお聞きし、2点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市における所有者不明の土地に関する実態とその影響についてです。

現在、士別市全体での把握はできませんが、固定資産税の課税となる、いわゆる免税点以上で把握している所有者不明の土地には、所有者死亡により新たに所有者となる得る相続人が全く存在しない場合、相続人は存在するものの相続人全員が相続権を放棄し所有者不存在となる場合、相続人は存在しているが所有者の住所等の把握が困難な場合などがあります。このように相続財産管理人が選任されないまま所有者が不明、もしくは不存在となっている固定資産税は、納税通知書の送付が不可能な物件として、実務上やむを得ず課税を一時的に保留する取り扱いとしています。

その運用に当たっては、税の公正・公平性の確保に向けて公簿等による原状確認のほか、他の自治体や裁判所などに戸籍謄本の請求や相続放棄の調査を実施した上で相続人不存在が確認できた場合であり、慎重を期した上で対応しているところです。

そこで、本市が課税を保留している所有者不明等の状況についてです。直近3年間の当初賦課での件数及び固定資産税額は、平成27年度は15件で35万2,000円、28年度は15件、32万7,800円、29年度は17件、33万8,600円となっていますが、課税を保留した扱いとしたこれら資産については継続して調査を行い、この間、新たに相続人が特定された場合は地方税法の規定により原則5年間遡及して課税を行うものです。

次に、所有者死亡後のその家族に固定資産税の納税通知書を送っているケースについてです。

地方税法では賦課期日前に所有者が死亡した場合は現に所有している者へ課税することとなっていますので、現所有者、または相続人代表に送付することは問題のないところです。また、本市の場合は固定資産現所有者届出書の提出をいただいていることから、支障なく指定先へ通知ができています。

次に、法定相続人が全員相続放棄をした場合は、民法の規定により相続人不存在として家庭裁判所に相続財産管理人の選任申立てをして清算処理等を行うこととなりますが、多大な事務量に加え、清算処理の長期化や徴収税額以上の費用がかかることなどから課税保留といたしております。

更に、相続人がわかっていて住所等が明らかでない場合は、地方税法の規定により公示送達を行います。納税通知書など送達すべき書類を受け取るべき相続人に市の掲示板に掲示する方法で公示し、7日間経過したときに送達されたものとみなした上で引き続き住所等の特定を進めます。

また、本市における所有者不明の土地の影響として、まず固定資産税の賦課徴収が困難にな

ることを初め、議員お話にもありました公共事業における用地買収、土地区画整理事業に係る換地処分や災害復旧など事業遂行や円滑な土地の利活用に支障を来すことが懸念される所々です。

国は、これまで平成17年より不動産登記法を改正し、インターネットを利用したオンライン申請の導入を初め、本年6月には骨太方針2017において、次期通常国会に所有者を特定することが困難な土地の有効活用に向けた法案提出を目指すとしております。

また、法務省における新たな動きとして、今月中に登記制度、土地所有者のあり方等に関する研究会を発足し、不動産登記法と民法改正等の議論を開始し、31年までに報告書を取りまとめる方針を掲げ、更に来年度からは自治体と連携して公共事業などに支障を来すおそれのある土地を選定し不明の所有者の調査を始めるほか、法務局の登記官が法定相続人一覧を作成するなど不明所有者の課題解決に向けて具体的な対策が講じられることから、本市としても活用したいと考えています。

人口の減少が進む中、本市においても所有者不明の土地が存在していることから、このような土地を増加させないための取り組みが重要となってまいります。市内に住民票や戸籍を有しない場合は死亡情報が把握できないため、来年度以降の納税通知書送付時に所有者死亡時の御連絡願いを追加するなど、機会を捉えて相続登記の促進に関する制度周知を図ってまいります。

また、市内に住民票か戸籍のいずれかを有する場合は、相続人が年金、健康保険等の手続に来庁された機会に、固定資産税の手続の説明をしていく中で登記の必要性及び手続方法など、これまで以上に丁寧な情報提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますけれども、ここで午後3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時05分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 岡崎治夫議員。

○8番（岡崎治夫君）（登壇） 通告に従いまして、議長のお許しをいただき一般質問をいたします。

冒頭に、この秋に入り昨今の異常気象により9月26日、中士別、上士別の一部の地区に大粒のひょうが降り、収穫間近の農作物に多大な被害を受けられた農業者の方々に私よりお見舞いを申し上げます。

また、さきの市長選には、牧野新市長さんは無競争で3選を果され、第3回定例会の初日に

所信表明をされました。おめでとうございます。

最初に、私から財政について質問をいたします。

近年、本市では、小・中学校、環境センター、いきいき健康センター、本年から児童センター、市の庁舎の改築など大型の公共事業に取り組み、その結果、財政が非常に厳しくなると議会に報告されております。なぜ急にそのような状況に至ったのか。4、5年前からの推移と今後の状況をお知らせください。

また、行政としまして大幅な改善策をとられていると思いますが、その対策の御説明をお願いいたします。

2つ目には、財政の改善策には今ある公共施設の2割削減を議会に報告されておりますが、どの施設が削減されて、今後どんな施設が必要になり、トータルでこのように公共施設の2割削減をするのだと、シミュレーションでもよろしいですからお示してください。もしシミュレーションができなければ、少なくとも削減していく施設をお示してください。

次に、渡辺議員の質問でもありましたが、私からは簡潔に質問いたします。3つ目の質問といたしまして、2018年度から市長のマニフェストを踏まえた総合計画が作成されるわけですが、何にしても多大なお金のかかる新規の事業、また大きな改築、改修事業は当面自粛して、財政健全化計画を軸に総合計画が作成されることを望みます。このことについて、市長は3期目に対してマニフェストで実のある政策をしていきたいということでございますので、それらを含めて御答弁をいただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政状況の推移についてです。

国は、地方の財源対策として地域の実情に配慮した景気回復を図っていくため個人消費を喚起する対策や地方の活性化に向けた取り組みを促す一方で、人口減少等を踏まえた歳出の抑制や債務の圧縮に取り組んできました。このような中、本市財政において一般財源の根幹をなす市税は、平成26年度以降、法人市民税が10年前の世界的金融危機以前の水準に回復しつつあり、全体額として約23億円で推移してきました。また、歳入の大宗である地方交付税については、別枠加算の廃止や歳出特別枠の削減、合併算定がえの縮減が実施され、その結果、本市の交付額は24年度の71億6,000万円をピークに減少し続け、今年度においては62億6,000万円にまで減じられることになりました。したがって、実質的な交付税である臨時財政対策債と合わせても66億6,000万円となり、20年度とほぼ同水準に減額となったところです。

一方、この間、歳出においては、定員適正化計画の実行や老人福祉施設の指定管理者制度の導入による経費の圧縮などにより事務事業全般において徹底した削減を行ってきました。こうした中、24年度以降の実質収支額はおおむね3から5億円の黒字で推移し、財政調整基金の残高も24年度の13億7,000万円から28年度では16億円となったところです。

また、健全化判断比率は実質赤字比率、連結赤字比率が黒字決算となり、実質公債費比率に

ついても28年度では24年度と比べて2.1ポイント改善し、13.8%となりました。同様に将来負担比率についても8.3ポイント改善し138.7%となるなど、比較的安定した状況で推移してきました。

更に、26年度以降においては、環境センター建設や上土別小・中学校建設、庁舎改築事業などの大型建設事業が予定されていたことから、財政運営方針を補完するものとして27年度から29年度までの3カ年間の中期財政フレームを掲げ財政運営を進めてきました。このフレームでは、公債依存度の抑制、財政調整基金の確保、歳出の削減といった3つの取り組みを掲げ目標の達成に努めてきたところです。この結果、29年度における財政調整基金残高10億円の目標は達成が可能なものと見込んでいますが、公債依存度を14%以内に抑制する目標については、労務単価や資材費の上昇、国の新たな施策などによる需用の増加もあり目標を超える見込みとなりました。

このように達成が困難な部分もありますが、歳出の削減や起債発行の抑制などフレーム設定の効果はあったものと考えており、今後も引き続き健全かつ持続的な財政基盤の確立に努めてまいります。

次に、今後の財政推計についてです。

具体的には現在策定を進めているまちづくり総合計画とあわせて推計するところであり、現時点での概要と考え方について申し上げます。現下の景気情勢や今後の人口減少などを考えると、市税や地方交付税を初めとする歳入については引き続き厳しい状況になるものと想定しています。また、これまでも答弁を重ねてきましたように、環境センターなどの大型建設事業の元利償還が始まることにより公債費は増加し、35年ころには実質公債費比率が警戒レベルには到達しないものの20%程度まで上昇するものと推計しています。こうしたことから、今後の財政運営の指標として策定を進めている行財政運営戦略においては、債務償還バランスの均衡や行財政改革の推進、財政マネジメントの強化などを盛り込むことで持続可能な財政基盤の強化を図っていく考えです。

次に、公共施設マネジメント基本計画にのっとり公共施設の最適化については、今後の25年間で公共施設の建てかえ等に伴い240億円の財源不足が見込まれることから、延べ床面積の20%の削減を実施し、財源不足を解消するものとしました。この計画に基づき統廃合など再編が見込まれる施設については、まちづくり総合計画の実行計画において具体的に示していく考えであり、今後の策定作業の中で整合性を確保するよう努めてまいります。

なお、公共施設の再編に当たっては、今年度から37年度までの第1期9年間に於いて約8%の面積削減を目標としているところです。

最後に、御提言をいただきました将来に向けての財政運営についてです。

先ほど述べたように、本市の財政は今後も厳しい状況が続くものと考えています。また、地方においては人口減少や子育て支援への対応など多くの政策課題が山積しており、本市においても重点施策である子育て日本一や健康長寿日本一に向けた取り組みを初め、地方創生への取

り組みの推進など施策の具現化を図るためにも実施すべきものは着実に実施していかなければなりません。このような考えを基本に、10年先に立って今を見るという先見力のもと将来を見据えた施策を展開していくため、今後策定する行財政運営戦略と整合したまちづくり総合計画を推進することで未来へ向けた財政の健全な運営を着実に進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問を1点だけいたします。

公共施設の2割削減の内訳など今ちょっとお伺いしたんですが、聞き漏らしもあるかもしれませんが、今財政難を理由に本当に本市は学校の統廃合を強行にと言ったらおしかり受けるかもしれませんが順次進めておるわけですが、なった学校の例えば耐震化されてない学校などは5、6校あるわけですが、それらの学校の処分とか、それから解体とか、そういう予定、それから逆に公共施設でもあるかと思いますが、ちょっと公共施設のほうは私も今把握しておりますが、それらの今後の解体をする、あるいはいろいろな別な角度で利用していく、それらのことについてちょっとわかりましたらお示してください。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 岡崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど市長から答弁申し上げましたように、今後25年間で総施設の延べ床面積の20%削減、これを公共施設マネジメント計画の1つの柱として位置づけています。もちろん、この柱になる部分については再編、再利用、長寿命化、それら予防型の施設管理をしていくことで使えるものは有効に使っていくという発想のもとで進めています。

そこで、今お話がありましたように、廃校、閉校になった学校についてのお話ですけれども、1つには、耐震化になってない校舎も含めてあるわけですけれども、まず1つに耐震化になっているものについては、まずは有効活用を図っていくことで、現在、具体的に市のホームページや更には文科省が開設をしているサイトなども利用しながら働きかけをするとともに、情報を有している、そういったところに情報提供をお願いするというようなことで動いています。

また、耐震化されていない校舎や体育館等にあっても、中には地域で活用いただいているというような状況も含めて、これらも一定程度利用していただきながら、他に利用がないのか、同様に私どものホームページ、もしくは文科省のホームページでもお知らせをしていくということも含めて考えておりますが、ただ、いずれにしても未来永劫管理していくことになりませんので、活用がもう見込めないという段階においては順次解体をしていくと。

ただ、解体に関しましても、現在、過疎債でのソフト面での活用というものもありますが、やはり総体の枠も決まっている中でこれら一体に計画的に考えていかなければなりませんし、岡崎議員の後段の再質問でありましたように、他の公共施設の解体等々もありますので、こういったものを総体的に見る中でマネジメント計画に基づく再編整理、それから利活用、一方で解体と総合的にここでは順次進めていくということで、今まさに総合計画の策定とあわせて具

体化をしているところでありますので、基本的にはそういった方針で臨むということで答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問の答えに対して、ちょっと私のほうからお伺いいたしまして質問終わりますが、地元の学校などは、統廃合によって、耐震化されてない、そういう地域の方々は、本当に早期にこれを解体する、利用度がなくなれば解体するということを希望しているわけですから、それらの年次的なものなどをできるだけ早くお示ししてあげていただければありがたいなと思っています。

それでは、次の質問に。

（登壇） それでは、2番目の小・中学校統廃合について御質問いたします。

今本市では、私の最初の質問でもお伺いいたしましたとおり、財政が非常に厳しくなったと議会に報告されておりますが、ここで、それを根拠に平成26年の初頭に本市の教育委員会は小・中学校統廃合を唐突に打ち出してまいりました。この原因は、皆さんの脳裏に焦げつくかのごとく御承知のとおり、6年前、平成23年3月11日午後2時46分に発生いたしました東日本大震災、マグニチュード9という大きな地震でございます。本国では近年起きたことのない未曾有の大地震と大津波により東日本地区に大被害を与えた私たち世代が忘れ去ることのできない未曾有の大震災、災害でありました。

この大震災、災害により公共施設は破壊され、自治体ごと流出し、学校など公共関係のものを含んでおりますが1万6,000人に近い死傷者、更に行方不明者2,500人以上の大震災、災害でありますことは御承知のとおりであります。この大震災、災害の後、地方自治体に、子供たちの安全で安心して学べる学校を構築するために、耐震化になっていない学校は早期に改築か、耐震化対策をしてくださいとの文部科学省からの大震災、災害後の通達が書面で出されております。その通達を受けて本市の教育委員会は、平成26年に、先ほども申し上げましたように唐突に西小学校、中士別小学校を本市の財政が厳しくなったから統廃合していきたいというようなことを発表されたところであります。

ところが西小学校、中士別小学校区域のPTA自治会などから寝耳に水と痛烈な抗議を受け話し合いが不調に終わり、教育委員会はやむなく士別市小中学校適正配置計画検討委員会を立ち上げ、統廃合していきたい旨の諮問をされたことであります。

そこでお伺いいたします。平成27年に士別市小中学校適正配置計画検討委員会を立ち上げ諮問された時点では、耐震化になっていない学校は何校あったのでしょうか。私の記憶では、西小学校、中士別小学校、朝日中学校、温根別小学校屋内体育館の4校と認識しているのですが間違いはないのでしょうか。

平成27年に士別市小中学校適正配置計画検討委員会を立ち上げた目的は、単に西小学校、中士別小学校の統廃合を本市の財政が非常に厳しくなった、このことだけで諮問されたと受け取

れるのですが、余りにも矛盾した諮問の仕方ではなかったでしょうか。

士別市小中学校適正配置計画検討委員会が立ち上がったのは平成22年であります。そのとき提言書では、議会にも諮っておりますから要約しますが、市内全ての学校の議論がなされ、平成25年から下士別小学校、武徳小学校は士別小学校に、中多寄小学校は多寄小学校に、平成27年からは温根別中学校が士別中学校に統合することになり、残りました小・中学校についても、御承知のように状況は変わりましたが、上士別小学校、上士別中学校では上士別小中学校併設校としまして昨年4月より新築により開校いたしました。更に、残りました小中学校については、西小学校ではいろいろな状況の中で体力度調査の結果を踏まえながら、新耐震施工、または現敷地内での改築を検討する、なお、更に残りました小・中学校については第2期計画期間に適正配置等を検討する学校として、中士別小学校、温根別小学校、朝日中学校においても、それぞれの条件のもと改築、あるいはその時点での見直しを検討するとなっております。

そんな中で士別市小中学校適正配置計画検討委員会から、答申ではなく提言書としまして議会でも可決決定したところでありましたが、冒頭の質問のとおり、緊急事態が発生いたしましたので、今回の士別市小中学校適正配置計画検討委員会では、文部科学省からの通達では、さきにも申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、子供たちの安全で安心して学べる学校を構築するために耐震化になっていない学校は早期に改築か、耐震化対策をしてくださいとの通達ではなかったのではないですか。それを本市は、耐震化対策がなされていない4校を対象に諮問したのではなく、西小学校、中士別小学校の2校でしか諮問されていないのはなぜだったのでしょうか。

また、温根別小学校屋内体育館も耐震化になっていないのですが、士別市小中学校適正配置計画検討委員会の提言書受け取り後、その温根別小学校が改修か何か対策はなされているのでしょうか。あわせて御答弁を伺います。

次に、朝日中学校の耐力度調査についてお伺いします。

平成29年度予算に計上されております朝日中学校の耐力度調査は終わったのでしょうかお伺いいたします。終了して調査結果ができておりましたら、お示しいただきたいと思っております。終了していただければ、する必要がないと私は思います。公費の無駄遣いのような気がするからです。

次に、朝日中学校の今後についてお伺いいたします。

今回、西小学校、中士別小学校の統廃合を本市の財政が非常に厳しくなったとの状況から、来年3月までで中士別小学校が士別小学校に、更に西小学校は平成31年3月末の予定で士別小学校と士別南小学校に統合することにほぼ決まっております。前段で質問いたしましたとおり、朝日中学校の耐力度調査をされておりますが、耐力度調査の結果がよかれ、悪かれ、そのことは先ほどの大西議員もこのことについての質問はされていると思っておりますが、私の質問と異なると思っております。そんなことで、朝日中学校の耐震化か改築の説明会が今後なされると思っておりますが、生徒の現在の状況と今後の推移を把握していただき、生徒、子供たちの将来、未来の

ことを周知され、統廃合を教育委員会とともにお考えになっていただければいかがでしょうか。

更に、上士別小中学校は併設校として昨年4月より新築により開校されたのですから、今後の士別市のあり方、高校生など教育委員会と行政からしっかり説明をしていただき、議論をしていただき、余儀なく西小学校、中士別小学校の統廃合でその道の選択を強行されました地域住民の苦しみを御理解していただき、朝日中学校も統廃合に向けて地域ぐるみで協議されまして、上士別小・中学校へ統合されることを希望いたし、今後の士別市の将来、未来のことを思い提言させていただき質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 小中学校の統廃合についてお答えいたします。

まず、お尋ねの平成27年度において耐震構造になっていない学校は、中士別小学校、士別西小学校、朝日中学校の校舎の一部と体育館、温根別小学校の体育館でございます。

次に、22年度に策定しました士別市小中学校適正配置計画を見直すために設置した士別市小中学校適正配置計画検討委員会について、その目的のお尋ねであります。

本年3月に策定した28年度改定士別市小中学校適正配置計画について、さきに策定した計画との大きな相違点は、議員お話のとおり、当初は校舎を改修、または改築し存続を前提としていた中士別小学校と士別西小学校について、そのあり方を見直すというものでした。このことについては、御承知のとおり、東日本大震災により学校の耐震性能がクローズアップされ、文部科学省からは期限を設けた中で学校の耐震化を強く求められたところであり、本市としても早急な対応、あるいは判断が必要となったところです。また、一方では少子化の流れが加速している中で学校のあり方を見直すことも視野に入れなければならない現状であり、これらを勘案し検討委員会に御議論をお願いしてきたところでもあります。

次に、耐震構造になっていない4校のうち見直しの対象を士別西小学校と中士別小学校の2校とした理由ですが、当初の計画では4校とも耐震化のための改修、または改築をするとしていたところでもあります。これは教育委員会としては基本的に学校を減らすのではなく、できるだけ存続を図るとの考えによるところです。

しかし、中央地区での児童数の減少傾向や学校全体が耐震構造ではないことを勘案し、士別西小学校と中士別小学校は統廃合を視野に見直しをお願いしましたが、温根別小学校と朝日中学校は当初の計画に沿った対応を進めることとしているためであります。こうした中で28年3月に中士別小学校と士別西小学校は統廃合するとしていた提言をいただき、これらを踏まえ改訂版の計画としてきたところです。

また、お尋ねの温根別小学校屋内体育館については、本年7月から耐震改修工事を開始し現在はほぼ工事完了を迎えており、子供たちにより安全な施設を提供できる運びとなっております。

次に、朝日中学校の耐力度調査であります。本年8月、設計事務所に委託し、鉄筋コンクリートづくりの建物の耐力度調査を実施したところでもあります。現在は、その調査結果を北海

道教育委員会に提出する段階であり、審査を経た後、耐力度結果そのものは本年中に示される予定でございます。

次に、朝日中学校の今後についてです。

朝日中学校については、当初計画に示しているとおおり、新耐震化のため隣接する糸魚小学校体育館の共有化を視野に改修や改築を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問をいたします。

今教育長の御答弁では、朝日中学校については当初計画どおり耐震化を目指した、そういう学校に建てかえていくという御答弁だと思います。なぜなら、中士別小学校、西小については財政難を表に引き出して、そして何とか市の財政がこれ以上悪化しないように御理解、御協力をお願いしますとしゃにむに、本当に当時の関係者はやむなく涙ぐんでいるようなそんなような状況のもとで、市の財政がこういうことなんだから、これはやむを得ないんだなという思いから、それに同意してきたと私はお聞きしておりますし、そういう状況であったと確信しております。

西小学校については、渡辺議員も再三にわたって御質問され、それらの状況もしっかりと教育委員会では受けとめておられると思いますが、強行に進められたその状況というのは、今この朝日中学校に関しては、市としてはそういう財政の厳しさを考えていないのか、いるのか、そこを重点に、そういうことを改築などをしようとしているのか、私は納得のいかない今の答弁であると思います。

なぜなら、朝日中学校はこれから、どんどんと言ったら失礼でありますが生徒も減少していくということを伺っております。先ほどの大西議員の質問があったように、多寄中学校でさえ今後統廃合というものを考えていきたい、いかなきゃならないのではないかという、そういう質問であったと思いますから、朝日中学校についても、そこら辺を真剣に考えて、今後市財政当局とも検討していただいて、教育委員会だけの問題としないで、私は上士別に予想以上のあいう立派な小・中学校併設校が完成したのですから、それは御理解のできるように説明しながら、そして朝日中学校のことも士別市の将来のことも考えて、いろいろと配慮していただきたいと思いますが、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

なぜ朝日中学校については方向性を検討しないのかというお尋ねでございます。

基本的に答弁でも申し上げましたとおおり、この小中学校の適正配置計画の当初の策定の段階、22年度の策定の段階から、これを本当に最良の方策だというふうな形でそれに着手をしたわけではなくて、以前にも申し上げたかもしれませんが、私は教育長に就任したときから、小学校については、1校も統合も閉校もしないという方針で臨んでいきたいということで申し上げて

まいりました。本当に規模が小さくなって、地域からどうしてもこれ以上はというようなお話がない限りは、どんな形であれ小学校については存続をしていきたいというふうに思っておりますが、再三お話がありましたとおり、東日本大震災に伴う耐震改修のことが文部科学省から強く指導が来たというようなこともございまして、新聞等においても耐震化率のワーストワンは名寄市で、2番手が士別市ということで新聞でも多く取り上げられる期間が続いたということもございまして、文部科学省も特に本省から何度も指導監督に名寄市、士別市には来るといふような状況でもございました。

そうした中で、なぜ朝日を、そして中士別、士別西については統合をとということなのかというお尋ねでございますが、基本的には、まず1つ申し上げることができるのは、統合した先の学校への距離でございます。中士別小学校については、士別小学校まで6キロ程度ということが言えると思います。更に、西小学校につきましては、士別小学校への距離も、あるいは南小学校への距離もさほどの距離ではない。更に、西小学校については、士別小学校、南小学校に手を加えることなく、増築とか増設とかすることなく生徒を統合し吸収することができる状況にあったということと言えます。

それに比べて、温根別小学校は、温根別小学校のあるところから士別市の市街地中央までは十数キロということでございましょうけれども、一番奥の北温だとか、あるいは白山の奥だとかから小学生がもし中央部まで来るといふことになると二十数キロということにもなります。更に朝日中学校においても、朝日地区においても、朝日の町の中からの距離は上士別まで10キロ程度だと思いますが、朝日も奥が深こうございまして、通学費を考えると、そこでもやっぱり二十数キロというようなことでの通学というのはいかかかなものなのかということ、そして、現在、朝日中学校については耐震の耐力度調査をして、その結果が出ていくところでございますが、その結果いかんによっては、さほどの耐震費用を要さないという可能性もあるということが1つであろうかなというふうに思っております。

そして、御承知のように、朝日中学校は隣接に新設の糸魚小学校があり、その体育館を併用することで、さほどの費用を要さない状況で耐震改修が可能だといふふうに思っておりますし、更に、独自の朝日地区における教育内容の問題ですが、独自の地域性ある教育活動を展開している中で、そういった部分を安易に統合するといふのは得策ではないといふようなことも含めて、こういった方向で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再々質問になるかと思いますが、朝日中学校については、耐震化、学校をそういう形にしていくというのは、23年度の小中学校の適正配置計画の中から、それも入っていることは、この議事録から見ても存じておりますから、そのことについては、ほかの学校も一緒だったと思っています。今回のように、中士別小、それから西小については、本

当に皆さんのこの議会の議員の皆さん方も御承知のとおり、唐突にこの2校だけは財政難からして何とか統廃合していきたいという、そういうことから、この議論が本当に第1次の23年のときよりも、まだまだ厳しく皆さんから御指摘されたと思っています。

そういう時期にあった学校ですから、まだ耐震化されてない4校があったにもかかわらず、温根別については、私も教育長のおっしゃるとおり、距離的に大変だし、早く体育館だけですから体育館を改修なり耐震化にして、そして対応できればいいなと思っておりました。それが先ほどの質問で、それは進められて、年度中にはそれが完成するんでないかという御答弁でありましたけれども、だから、何としても私は腑に落ちなくてこの質問を続けるのは、朝日中学校をなぜ第3次というか、私は2次だと思っているんですけども、教育委員会からは第3次という小中学校の適正配置計画諮問委員会に提案しているときに、朝日中学校も同じような立場で、それを諮問の中に上げられなかったのかというのが私は何としても納得しないし、理解もできないわけです。

そういう中でしたから、私は上士別中学校の小中学校併設校として立派な学校を建設されていた段階ですから、この質問については一切触れなかったわけですけども、だから、小中学校の検討委員会のときに、朝日中学校も一緒に諮問されていたときに、検討委員会はどういう判断をされたかというのが私はどうしてもひっかかって残るわけです。ですから、教育委員会のほうに、このことについて幾ら質問してもなりませんので、総務のほうの財政課のほうに、この学校を建設して財政はどうなるのか、朝日中学校に対する建設費用はどれぐらいかかるのか、もし試算されているのであればお示しいただいて質問としたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） ただいまの再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

状況的に今回の耐震化を含めて財政の状況も考えるということでは、先ほど教育長からも再質問で答弁させていただいたような経過、そして考え方が基本にあるということでございますが、その中で今、朝日中学校の耐震化の費用という話ですが、これもやはり現状どういった耐震強度があるのか耐震性能、これは体力度調査をやってその状況を見ていかないと、どういった手法でやるのか、それらの費用については出てこない部分もありますので、現状ではその算定等々はできていない状況にあります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今朝日の状況については総務部長からお話ししたとおりでありますけれども、最初の質問の中で市長からお答えしたとおり、常に我々は将来の負担も含めて財政状況を図っているところでありますし、市長の最後の答弁の中にありましたように、しっかりと市民の安心・安全ですとか、いろいろな市民サービスのため必要なところはやっていくという上において財政を、状況を図りながらやっていく状況でありますので、今の学校の適正化の問題についても、そのほかのいろいろな福祉施設等々についても将来の状況をしっかり見きわめな

がら、やるべきところはやっていくということであります。

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） ぜひ市民が納得いく、そういう説明を今後やっていただいて、了解を得られるように御協力お願いいたしまして質問終わります。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時55分散会）